

平成25年9月第3回八街市議会定例会会議録（第2号）

1. 開議 平成25年9月5日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

- 1番 長谷川 健 介
- 2番 鈴木 広 美
- 3番 服 部 雅 恵
- 4番 小 菅 耕 二
- 5番 小 山 栄 治
- 6番 木 村 利 晴
- 7番 石 井 孝 昭
- 8番 桜 田 秀 雄
- 9番 林 修 三
- 10番 山 口 孝 弘
- 11番 湯 淺 祐 徳
- 12番 川 上 雄 次
- 13番 古 場 正 春
- 14番 林 政 男
- 15番 新 宅 雅 子
- 16番 鯨 井 眞佐子
- 17番 加 藤 弘
- 18番 京 増 藤 江
- 19番 右 山 正 美
- 20番 丸 山 わき子
- 21番 小 高 良 則
- 22番 中 田 眞 司

1. 欠席議員は次のとおり

な し

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

市	長	北 村 新 司
副	市	長 小 澤 誠 一
教	育	長 川 島 澄 男
総	務	部 長 浅 羽 芳 明
市	民	部 長 加 藤 多久美

市民部参事(事) 国保年金課長	小 出 聰 一
経 済 環 境 部 長	中 村 治 幸
建 設 部 長	糸 久 博 之
会 計 管 理 者	江 澤 弘 次
教育委員会教育次長	長谷川 淳 一
農業委員会事務局長	麻 生 和 敏
選挙管理委員会事務局長	石 毛 勝
監 査 委 員 事 務 局 長	吉 田 一 郎
財 政 課 長	佐 藤 幸 男
高 齢 者 福 祉 課 長	宮 崎 充
下 水 道 課 長	藏 村 隆 雄
水 道 課 長	金 崎 正 人
学校給食センター所長	加 瀬 芳 之
総務部参事(事) 総務課長	石 毛 勝
社 会 福 祉 課 長	石 川 良 道
経済環境部参事(事) 農政課長	吉 野 輝 美
建設部参事(事) 道路河川課長	勝 股 利 夫
庶 務 課 長	勝 又 寿 雄

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長	森 田 隆 之
副 主 幹	太 田 文 子
副 主 幹	梅 澤 孝 行
主 査 補	須 賀 澤 勲
副 主 査	居 初 理 英 子

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程(第2号)

平成25年9月5日(木) 午前10時開議

- 日程第1 議案の上程
議案第17号
提案理由の説明
- 日程第2 一般質問

○議長（中田眞司君）

ただいまの出席議員は22名です。したがって、本日の会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程に入る前に報告します。

9月2日までに受理した陳情1件については、その写しを配付しておきました。

以上で報告を終わります。

日程第1、議案の上程を行います。

議案第17号の提案理由の説明を求めます。

○市長（北村新司君）

本日追加提案いたしました案件は、議案第17号、公共下水道雨水枝線整備工事（25-1）の請負契約の締結についてでございます。

この工事については、去る8月19日に行いました一般競争入札の結果、前田建設工業株式会社千葉営業所所長小林一悦が1億3千62万円で落札いたしましたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、工事請負契約の締結について議会の議決を求めるものでございます。よろしくご審議の上、可決くださるようお願い申し上げます。

○議長（中田眞司君）

日程第2、一般質問を行います。

一般質問は、議事運営の能率を図る上から、発言者は質問事項をなるべく簡明に示すとともに、答弁者は質問内容を的確に把握され、明確な答弁をされますよう、特にお願いをいたします。

なお、会議規則第57条及び議会運営等に関する申し合わせにより、お手元に配付の一般質問通告書のとおり会派持ち時間制で行います。

傍聴の方に申し上げます。傍聴人は傍聴規則第8条の規定により、議事について、可否を表明、または、騒ぎ立てることは禁止されております。

順次質問を許します。

最初に、誠和会、山口孝弘議員の代表質問を許します。

○山口孝弘君

おはようございます。誠和会の山口孝弘でございます。代表質問を始めさせていただく前に、今議会から、対面式と一問一答方式をこの八街市議会でも取り入れました。議会での議論の活性化と、本日も民生委員、児童委員の方が傍聴に来ていらっしゃるけれども、傍聴等により聞いてくださいます市民の皆様によりわかりやすくするための改革でございます。多くの市民の皆様にごひとも八街市議会の方に来ていただき、傍聴していただければと思っております。よろしくお願いたします。

それでは、会派を代表いたしまして質問をさせていただきます。

質問事項1、財政のさらなる健全化・財源確保、要旨（1）公共施設問題について質問さ

せていただきます。

八街市の公共施設は、人口が増大した昭和50年代、あるいは、バブル期の平成初期に建てられたものが多く、築20年から40年が経過し、施設の更新をどうしていくのか、今後大きな課題になると思われまます。これは、八街市に限らず、全国の多くの自治体が抱える共通の悩みとも言えますが、そのような中であって、公共施設の長寿命化計画を策定し、計画的に既存施設の維持管理と保全を行う自治体が増えてまいりました。

そこで、①の公共施設の長寿化についてお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

今日の厳しい財政状況下においては活用できる財源が限られており、老朽化している全ての公共建築物を計画的に修繕・改修していくことは極めて困難な状況になっております。施設の安全性確保を第一とし、適正な維持管理水準を確保し、長寿命化による維持管理費用の縮減及び平準化に向けた取り組みを推進することが極めて重要であると考えております。

まずは、各施設管理者による現状の調査、分析から始め、できる範囲、できる部分から効率的に修繕、改修を実施していきたいと考えております。

なお、市営住宅九十九路団地及び長谷団地につきましては、長寿命化に向けた改修計画を作成する予定であります。

また、学校施設につきましては、耐震補強工事を最優先に進めており、平成25年度中に川上小学校、交進小学校、八街東小学校、八街中学校の校舎について完了する予定であります。朝陽小学校につきましても、平成25年度から平成26年度にかけて耐震性のない校舎及び屋内運動場を改築することで、学校施設の耐震補強は全て完了し、耐震化率100パーセントとなります。その他に、今年度、地域の元気臨時交付金を活用し、雨漏り改修工事、受水槽交換工事、キュービクル式受変電設備改修工事等を実施してまいりたいと思っております。

○山口孝弘君

計画的に修繕・改修することは極めて困難であるとの答弁でございましたが、そのような中であっても、市営住宅は長寿命化に向けた改修計画を作成するという答弁がございました。長寿命化計画を立てることによって、交付税措置もされるわけです。ぜひとも活用していただきまして、公共施設改修にあたっていただきたいと思います。

そこで、今ちょっと心配だなと思うところがございまして、中央公民館でありますとか、特に、市役所の庁舎という問題については大変心配されるところでございます。特に、市役所の第二庁舎に関しては、もう築50年近くたっているんじゃないかなと感じておりますが、どのようなお考えか、お伺いいたします。

○財政課長（佐藤幸男君）

市役所庁舎の改修計画についてお答えさせていただきますと、まず、この第一庁舎ですけれども、1つ目として、空調設備ですが、庁舎建設から30年あまりたっており、現在、使用

不能の箇所も数カ所ございます。こちらも全部交換する計画としております。

2つ目としまして、照明設備ですが、電気料金を削減ということからも、LED照明に切り換えたいという考えを持っております。

3つ目としまして、外壁の修繕ですけれども、平成23年度に玄関周りを中心に、南側につきましては施行済みであります。西側、北側につきましては今後検討していきたいというふうに考えております。

また、第二庁舎ですけれども、昭和37年建築ということで50年を超える施設でありますし、過去の耐震診断結果におきましても、一部補強工事が必要であるというような指摘を受けておりますので、次期総合計画に搭載事業として位置付けをしまして、整備仕様については財源を含めた検討をしてみたいというふうに考えております。

また、第三庁舎ですけれども、こちらにつきましても、20年ちょっと過ぎておりますので、屋根の防水工事を考えております。

また、中央公民館につきましては、平成23年度に東日本大震災による天井被害の改修工事、それから、平成24年度には北棟と中棟の耐震補強工事を実施しました。平成25年度は南棟の耐震補強工事、男子・女子和式便器3基の洋式化を現在実施中でありまして、今年度中に屋根防水工事を実施するという予定でございます。

今後の改修計画につきましては、改修が必要とされる工事が16項目ほどあります。その中でも優先度の高いものにつきましては、建築基準法で指摘されているエレベーターの改修工事、それから、老朽化している南棟の男子和式便器の洋式化、それから、どんちょう昇降機の改修工事等が主なものでございます。市の財政状況の厳しい中ではありますが、中央公民館利用者の利便性の向上に努めてまいりたいというふうに考えております。

○山口孝弘君

財政課長がおっしゃられたとおり、やらなければならないことはたくさんあるということです。なので、計画的にぜひ計画的に進めていただければと思っております。

次に、公共施設問題の②公共施設の再編計画について質問させていただきます。

公共施設の建物、ハードとしての寿命だけではなくて、ニーズとしての寿命、つまり、数十年前には必要だった施設が現在も必要なのかと。その存在意義から問い質すため、公共施設の再編計画を策定する自治体も見受けられるようになりました。八街市としては、公共施設の再編計画についてはどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

それでは、答弁をいたします。

公共施設の再編計画につきましては、少子高齢化、増大する保全費と厳しい財源見通しの中で、社会・経済状況の変化に対応しながらサービスを提供するため、部局間を超えた将来を見据えた既存施設の再編など、総合的な利用調整を進めていく必要があると認識しております。これらを進めるためには、中長期的に多額な費用が必要となることが予想されますので、財源確保の取り組みは重要であり、市の財源だけではなく、補助金や起

債等の検討はもとより、新たに利用しなくなった資産が発生した場合は、売却や貸し付けなどの検討が必要ですが、現時点において、公共施設の統廃合については考えておりませんので、ご理解を願いたいと思っております。

なお、市営住宅の再編計画につきましては、九十九路団地、長谷団地以外の6団地に住んでいる居住者を考慮しながら検討してまいりたいと思っております。

○山口孝弘君

将来を見据えたというところが一番大事なんですよね。人口やニーズは刻々と変化していきます。柔軟な対応をぜひともお願い申し上げます。

次に、要旨(2)の人口減少問題及び定住自立圏構想について質問させていただきます。

本格的な人口減少時代を迎え、全国の地方都市では、都市部への人口流出を食い止めるとともに、他地域からの交流人口をいかに増大させるかが喫緊の課題となっております。八街市でも年々人口が減少しており、平成17年度の人口7万8千人を境に、今年度7月1日現在で7万4千456名まで徐々に減少しております。人口の減少は、地域の活性化を衰退させてしまうばかりか、財政的に考えますと、人口減少に伴う地方交付税の減額や固定資産評価替えによる市税収入の減少、さらには、介護保険などを含めた社会保障関係費の増加に伴う負担増など、財源不足の拡大が見込まれ、大変心配されるところでございます。

そこで、①の八街市の人口の推移と見込みについてお伺いいたします。

○市長(北村新司君)

答弁いたします。

先般、全国の人口動態調査が発表になりましたが、千葉県につきましては2年連続の減少となり、今年3月末の住民基本台帳人口は613万6千250人であり、去年同期比1万1千369人の減、0.2パーセントの減少でありました。本市の人口につきましては、平成16年2月末の7万7千770人がピークでありました。今年7月末の人口は7万4千436人であるので、平成16年2月末との比較では3千334人、4.3パーセントの減少でありました。また、10年前の平成15年3月末人口は7万7千470人、5年前の平成20年3月末人口は7万7千180人であり、平成15年から平成20年までの5年間で290人の減少であります。平成25年3月末人口は7万4千623人でありましたので、平成20年から平成25年の5年間で2千557人減少したことになり、減少幅は拡大しつつあります。

平成17年に策定しました八街市総合計画2005の基本構想においても、将来人口を平成37年には8万3千人と想定しておりますが、人口減少期にある中、これまでの推移を見ますと、早期に見直しする必要があるものと考えております。

なお、今回の定例会において予算計上しておりますが、人口動態及び住民意向調査を実施する予定であり、また、八街市総合計画2005第2次基本計画が平成27年3月末をもって計画期間の終了を迎えることもあり、次期総合計画を策定する際の基礎資料としたいと考えております。

○山口孝弘君

初めての一問一答ですので、なれないところもありますが、よろしくお願いいたします。

市長がおっしゃったとおり、八街市総合計画2005の中で、平成37年には8万3千人としております。人口動態及び住民意向調査を行いまして、次期総合計画の基礎資料としたという答弁がございました。人口の減少は、やはり、なぜ減ったのかという要因を明らかにしなければ、政策展開をすることはできません。

そこで、②の、転出入者へのアンケート調査をぜひとも行っていただきたいと思いますが、このことについてお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

一問一答式は初めてですので、その辺はご理解いただきたいと思います。

答弁いたします。

転出入者へのアンケート調査につきましては、本市では現在のところ実施しておりません。しかしながら、人口減少期にあつて、転出入者の実態調査は必要と考えております。今回の人口動態及び住民意向調査を実施する中で、転出入者を対象に、転出入の理由などを加えたアンケート調査票を作成し、転出入者の意見を伺ってみたいと考えております。

○山口孝弘君

ありがとうございます。タイムリーな情報、要因を明らかにしていくことがまずは重要だと思っております。よろしくお願いいたします。

総務省は、平成20年から定住自立圏構想というものを提唱しておりまして、これは、人口5万人以上で昼間人口が多い自治体を中心市と位置付けて、生活・経済面で関わりの深い周辺市町村と協定を締結しまして、定住自立圏を形成するというものでございます。中心市の都市機能と周辺市町村の農林水産業や自然環境を相互に活用し、エリア全体で生活機能の確保を図りながら定住の促進を図ることを目的としております。近隣の市町村同士で公共施設の整備などを競い合うものではなくて、既存施設をお互いに利用し合うことで財政的な負担を軽減できるという大きなメリットであると考えますが、全国では、定住自立圏構想を形成している地域は、昨年12月24日の時点で71に及んでおります。

調査研究の必要性はあるように感じますが、③の定住自立圏構想についてはどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

定住自立圏構想につきましては、中心市と周辺市町村が、自らの意思で1対1の協定を締結することの積み重ねの結果として形成される圏域であります。圏域ごとに、集約とネットワークの考え方に基つきまして、中心市においては圏域全体の暮らしに必要な都市機能を集約的に整備するとともに、周辺市町村においては必要な生活機能を確保し、農林水産業の振興や豊かな自然環境の保全等を図るなど、互いに連携・協力することにより、圏域全体の活性化を図ることを目的としております。これらの取り組みにより、地方への民間投資を促進

し、内需を振興し、地域経済を活性化させるとともに、分権型社会にふさわしい安定した社会空間を地方圏に創り出すことが期待されております。また、定住自立圏構想は、地方圏からの人口流出を食い止め、地方圏への人の流れを創出するという観点から、三大都市圏の区域外にある地域を主たる対象として推進するとされております。定住自立圏構想における中心市の要件としては、人口5万人以上、昼夜間人口比率が1以上、地域は三大都市圏の都府県の区域外の市であることなど対象となる要件が多く、本市は該当しないものと考えております。

なお、県内では、旭市が平成22年3月に中心市宣言を行っておるところでございます。

○山口孝弘君

わかりました。さまざまな施策によって人口流出を食い止めることができると私は考えております。今後とも一丸となって、人口流出であったりとか、人口を増やすための施策にぜひとも取り組んでいただきたいと思いますと思っております。

次に、要旨(3)財源確保、①ネーミングライツ(施設命名権)についてお伺いいたします。

このネーミングライツですが、施設命名権と呼ばれ、スポーツ施設や文化施設等の名称を付ける権利を民間企業などに与えるものでございます。もともとは1970年代にアメリカで生まれた広告方法でございますが、日本におきましても、2000年代に入り、次第に取り入れられるようになりました。これまでは、主にプロスポーツチームの本拠地や集客力の高い文化施設で展開されておりましたが、近年は、厳しい財政状況の中で、施設の建設費や維持管理費を確保しようとする動きが地方都市においても見られるようになりました。実は、あまり知られておりませんが、現在、このネーミングライツの市場は大変活況を呈しておりまして、平成23年度の数字を見ると、契約件数、市場規模とともに、過去最高を更新しております。この要因を調べておりますと、命名権を売る側の自治体が価格を引き下げたことで、契約増につながったようであります。これは、自治体の大きさにかかわらず、工夫次第でネーミングライツが活用できるという、何よりのあかしではないかと考えます。そうした施設を中心にネーミングライツを活用することは一考に値すると思われませんが、お伺いいたします。

○市長(北村新司君)

答弁いたします。

ネーミングライツ(施設命名権)は、施設の維持・運営費を賄うための新たな財源確保策として、また、スポーツ・文化芸術施策を拡充するための新たな収入源の確保策として期待されております。さらには、スポンサー企業との協働による地域活性化への寄与、社会貢献事業実施の可能性、企業社員の利用による稼働率アップの可能性などのメリットが考えられます。一方で、公の施設である公共施設を特定企業の広報・宣伝ツールとすることへの抵抗感もあり、幾つかの問題点、課題も指摘されております。

この手法が生まれたアメリカでは、企業がスポーツ・文化を支えるという意識が高いこと

から、導入期間が20年から30年という長期契約がほとんどであります。日本で導入している状況を見ますと、3年から5年という短い契約期間で実施しているところが多く、そのため、数年で施設名が変わってしまうというのは、市民にとってわかりにくい、親しみにくい、短期間で名前が変わると不便という声があります。また、契約企業が不祥事を起こした際には、その施設イメージへの影響が懸念されることや、地方では大都市圏に比較して人口及び施設利用者数が少ないため、企業から見た場合、施設の広告媒体としての価値が疑問視され、公募したのに1件も応募がないという自治体もございます。大都市圏以外の地域では、スポンサー企業を探すのに大変苦慮しているケースも報道されております。

以上のように、公共施設へのネーミングライツにつきましては、厳しい財政状況にある自治体にとりまして、新たな財源確保策として有効な手段であると認識しておりますが、幾つかの課題も有していることから、今後も近隣市町の状況把握、あるいは、研究にも努めてまいりたいと思っております。

○山口孝弘君

現状を申し上げますと、全国で320の施設がこのネーミングライツを活用されております。企業と契約を結んで取り組まれておるわけですが、大都市で行われているんじゃないかなと思われがちでございますが、例えば、富山県の射水市は9万3千人の人口で、文化ホールとか体育館などがネーミングライツを活用されております。三重県の名張市では、人口8万2千人、ほぼ八街市と同じぐらいでございますが、青少年センターがネーミングライツを活用されております。あと、香川県のさぬき市、東かがわ市の運動公園や文化会館なども、こちらは人口5万2千人と3万4千人ですが、そのような街でも活用されております。決して八街市でもできないということはないと思いますので、工夫次第でできると思います。例えば、道路であるとか公園であるとか、そういったところにも活用できるはずで、ぜひとも有効な手段として考えていただきますよう要望いたします。よろしく願いいたします。

次に、②のふるさと納税について質問させていただきます。ふるさと納税は平成20年にスタートいたしました。自分自身の出身地や個人的に応援したいという自治体に対して寄附をすると住民税の一部が控除されるというものでございますが、さきの新聞報道では、東日本大震災被災地への義援金としてふるさと納税を活用する人がたくさんおられました。大都市部におきましては減収対策を講じている自治体もあるとお聞きしております。また、今年度から、この八街市では、ふるさと納税を活用していただいた方に対しまして地元特産品を送っております。地元特産品をPRするという上でも有効な手段であると思います。大変喜ばれていると思います。そこで、八街市におきまして、ふるさと納税による現状をお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

それでは、答弁をいたします。

平成20年4月30日に公布されました地方税法の一部を改正する法律により、ふるさと納税制度が始まりました。本市では落花生の郷やちまた応援寄附金によるまちづくり基金を

設置し、8つのメニューの中から寄附者が指定されたメニューの事業に寄附金を活用させていただいております。やちまた応援寄附金への寄附金の状況は、平成20年度から平成25年3月末現在、32件で合計499万2千530円となっております。このうち、平成23年度には、児童医療費助成事業に230万円を活用させていただいております。本市では、ふるさと納税制度が寄附という性質から、積極的に寄附を募る活動はしておりませんでした。市の特産品のPRや財源確保の観点から、今まで以上に広く積極的に寄附金を募り、平成25年2月以降に1万円以上の寄附をいただいた方に、お礼の品として市の特産品の落花生の詰め合わせを送付しているところでもあります。この試みについては、インターネットのふるさと納税専門サイト等に掲載を依頼し、広く周知するとともに、市の特産品のPR及び寄附金確保に努めているところでございます。

お礼の品の送付を開始しました2月以降のやちまた応援寄附金への寄附金の状況は、平成25年9月3日現在、21件、176万9千1円であり、この中には、100万円の寄附をいただいた方が1名ございます。また、このほか、まだ入金されておりませんが、寄附の申し出が5件寄せられていることから、現在、受け入れの準備を進めております。

また、ふるさと納税の周知方法といたしましては、市のホームページやインターネットサイトへの掲載、パンフレットの配布などにより広く呼びかけており、本年度は、市職員や本市退職者で年金者連盟に加入されている方々にも寄附をお願いいたしましたところ、多くの方々から寄附の申し出をいただいております。

今後も市内外の多くの方々に八街市を応援していただけるように、いろいろな手法を検討してまいりたいと考えております。

○山口孝弘君

ありがとうございます。この八街市を応援しようと、ふるさと納税を活用していただいている方が現実として多くいらっしゃる、このことについて大変ありがたく感じます。

そこで、最近では、インターネットを活用しまして、クレジットカードで納入できるシステムを整えている自治体も増えてきております。八街市でも取り入れてはいかがでしょうか。お伺いいたします。

○総務部長（浅羽芳明君）

現在、本市におきます寄附金の納入方法でございますけども、まず1つは、市役所の窓口へ直接現金を持参していただくということ。それから、もう一つは、市が発行します納入通知書、これによりまして金融機関の方で納入をしていただく。それから、3つ目として、振り込みの指定口座、これをお知らせいたしまして、金融機関の窓口から振り込みをいただくということ、この場合は手数料がかかってしまうということになります。それから、4つ目として、現金書留に現金を入れていただいて市役所の方に郵送をしていただく。この4つの方法で納入をいただいております。

ご質問のインターネットを利用したクレジットカード決済による寄附金の納入でございますけども、県内他市の状況を見てみますと、千葉市と市川市で行われているということを確認

認しております。クレジットカード決済による寄附金の納入につきましては、費用の面から考えますと、まず、初期導入費用がかかります。これが30万円ほどかかるということです。それから、月額の利用料金ということで、月ごとに1千500円がかかります。それから、代理納付システム手数料ということで、寄附金の1パーセントが必要となるということです。それから、これらとは別に、インターネットサイトとの契約というものが必要になりますので、これが年間で9万4千500円ということになります。初期導入費用等、あるいは、寄附金の1パーセントの手数料のほかに、年間で言いますと、約11万円から12万円の金額が必要ということになります。こういったこともあって、まだ全国でも120自治体ほどが取り入れているというような状況でございます。いずれにしても、寄附していただくという方がなるべく寄附しやすいような状況を作るとことは我々の役目でもございますので、この方法に限らず、そのほかの方法も含めて検討の方はさせていただきたいというふうに思います。

○山口孝弘君

ぜひともさまざまな方法で寄附しやすいという形をつくっていただきたいと思います。

もう一つ伺いたしますが、各種イベント、先日ふれあい夏まつりがございました。大変賑わいがすごく、多くの方がご来場いただいたという話をお聞きしております。そういうイベントの際に、このふるさと納税をぜひとも呼びかけていただきたいと思いますが、この件について伺いたします。

○総務部長（浅羽芳明君）

イベント時の周知活動ということでございますけども、現在、例えば、市外で落花生のPR活動をするようなときには、ふるさと納税のパンフレットをお配りして、寄附金の周知等を行っております

ふるさと納税につきましては、当初は、自分の故郷であるとか、応援したい自治体など、自分が住んでいるところ以外の都道府県であるとか市区町村、ここへ寄附することで個人住民税の一部が控除される制度ということで始まったということがございまして、私どもとしても、積極的に市内の方に対して寄附を募るような活動、これは行ってまいりませんでした。先ほど市長から答弁を差し上げたとおり、かなりの金額、ここへ来て寄附をいただいております。財源確保の観点からも、この辺は推進していければなというふうに思っております。今ご質問いただいたように、市内のイベントなどにおいても寄附金のお願いをしていきたいということを考えております。先日ふれあい夏まつりもございましたけども、今後、産業まつりもございまして、そういった人の多く集まる機会、これを利用して周知をしていきたいということで、担当部署の方とも協議をしていきたいと思っておりますし、また、その際には、なるべく多くの人にそういったパンフレットであるとかというものを受け取ってもらうということも必要でございますので、この辺の手法も含めて検討させていただきたいというふうに思います。

○山口孝弘君

ぜひともよろしく願いいたします。

次に、質問事項2「ヒューマンフィールドやちまた」を目指してに入らせていただきます。要旨(1)の区・自治会加入率の問題について質問させていただきます。

八街市総合計画2005の将来都市像であるひと・まち・みどりが輝くヒューマンフィールドやちまたを目指した基本姿勢が、今日までの発展を支えてきたものであると考えております。ヒューマンとは人間味のある、フィールドは行動できる範囲のことをいいまして、人間味のある八街市づくりを進めることによりまして、北村市長が掲げる活力と希望あふれる八街に近づくと考えます。

しかしながら、地域コミュニティの希薄化は、投票率の低下、非行や犯罪の増加など、さまざまな問題を引き起こします。また、東日本大震災を通じて学びました「絆」を現実のものとして形としていくためには、区・自治会加入率の問題は無視することができません。人と人が支え合う共生社会の構築こそが八街市の発展の糸口になるのではないかと考えております。

そこで、①の区・自治会加入率の推移についてお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

市内39の区等自治会の加入率の推移といたしましては、10年前の平成15年度当初では65.7パーセントでありまして、平成20年度では59.3パーセント、平成25年度におきましては52.9パーセントと、10年前に比べまして12.8ポイント減少という状況でございます。

○山口孝弘君

区・自治会加入率は10年前から12.8パーセント減少して、今年度は52.8パーセントであるとの答弁がございました。私もさまざまな市町村に視察させていただいておりますが、加入率が低いというところでも、大体70パーセント台ぐらいなんですね。それを考えますと、本当に危機感を持って取り組んでいかなければならないと感じます。

そこで、②の区・自治会を抜けた原因調査についてお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

区等自治会を抜けた原因調査につきましては、現在のところ実施してはおりませんが、一部の区長様からの聞き取り、または、機関誌等の記事により、全国的な傾向といたしまして、現在の社会状況から見られる家族構成は、核家族や少子高齢化による細分化に加え、高齢者のひとり暮らしなどが増加していることや非正規雇用の増加など、不安定な経済基盤による婚姻数の減少、リストラからの家庭崩壊や離婚などによる単身化、産業構造の転換からの業務機能が大都市圏に集中していることによる長時間通勤、さらに、市民個々の価値観、生活様式の多様化により、市民同士のコミュニティ意識が希薄になっていることが考えられます。

こういった背景により、経済成長時に形成されました開発等による住宅地での自治会には

加入し、自治会費は払っているが、さらにくくりの大きい区への加入にあたり、区費等が二重の負担になること。または、区等自治会において実施しているさまざまな行事に参加できない。ひいては、自身に恩恵がないため、区に加入するメリットがない。地域行事のうち、夏祭りのようなイベントには参加したいが、役員等にはなれない。高齢者の単独世帯のため、近所づき合いは継続したいが、役員を受ける体力がないなど、各区等自治会の長や市民からさまざまな意見を伺っております。

そこで、さらなる原因を究明するために、今年度実施する住民意識調査において、区・自治会への加入状況や要望や調査内容に加え、現状を把握したいと考えております。

○山口孝弘君

結構はっきりとしたというか、そういうご意見だったなと思っております。

1995年には阪神・淡路大震災がございました。一昨年は東日本大震災。公共サービスが途絶えたときの、ひとりで生きることのもろさをあらわにしたときでございました。結局、あのときに役に立ったのは、外部とか地域の市民ボランティアの方であったりとか、あとは、近所同士の見守り、そして、支え合う力、すなわち、地域のコミュニティの力であったと思います。この地域コミュニティがしっかりしていた地域の方が、ひとりで生きる人の多かった都市部より災害被害が少なかったとお聞きしております。

そこで、③の問題解決に向けた取り組みについてはどのようなお考えなのか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

区等自治会による地域コミュニティは、地域に暮らす人々の幸せや地域の豊かさを向上させる上で、大変重要な役割を果たす主体であると考えております。

その役割といたしましては、平常時には、地域住民が助け合いながら地域での生活を営む基盤であるとともに、災害時には、地域住民の安全の確保や被害状況等の把握に際し、市との連携が必要不可欠であると考えております。しかしながら、現状として39の区等自治会への加入率は減少傾向にあり、打開策がなかなか見出せていないのが実情でございます。

そうした中で、他の自治体におきましては、コミュニティ組織、NPO等のさまざまな団体による活動が活発に展開されており、地方公共団体がこれらの動きと呼応して新しい協働の仕組みを構築する流れになってきている状況にあります。本市といたしましても、協働のまちづくりを推進するために、八街市協働のまちづくり職員研究会を発足させ、区等自治会や各種団体への聞き取りをするなど、実態調査を実施しながら調査研究活動を継続しており、さらに、協働のまちづくり市民講座も並行して開催してまいりました。市民講座や市民懇談会を開催する中で、参加者の中からは、市民協働の仕組みなどについての取り組みに期待感もうかがえるところでございます。

今後は、市民のほかコミュニティ組織や各種団体を対象に協働のまちづくりシンポジウムを予定しており、さらに、市民活動の活性化策を含め、本市における市民協働の仕組みや推

進策を検討するため、仮称でございますけれども、協働のまちづくり検討会の設置も検討しております。

これら市民協働を推進していく中で、行政と市民、区等自治会などの地縁組織やNPO法人、その他の団体などとの連携も図りながら、地域コミュニティ活動を活発にし、自治組織のあり方を多角的な視点から研究してまいりたいと考えております。

○山口孝弘君

ありがとうございました。私は、区・自治会の問題に関しましては、本当に八街市全体で危機感をまず持つことから始めていかなければならないんじゃないかなと思っております。先ほど市長もおっしゃられたとおり、たくさんの各種団体が誕生しております。そのことについては本当に救われているなど私は思っておりますが、区・自治会との融合、そして、活動支援、行政サイドからの協力体制の確立をぜひとも期待いたしております。

また、先日ですが、八街市地域防災計画もでき上がりました。実質的なこの活用のため、自助・共助・公助の部分の特に共助が大事であると伺っております。この共助をぜひとも確立をしていくのだという意気込みを感じましたので、ぜひともよろしく願いいたします。

次に、要旨（２）の協働のまちづくり、①行政の組織機構について質問いたします。

先ほどの質問とちょっとかぶるかもしれませんが、さまざまな視察先へ伺っております。先日、鹿児島県霧島市を尋ねました。研修の主要テーマは行政の自治会活動支援でございましたが、担当者の方から説明を受けまして、もう一つ印象に残りましたのは、霧島市さんの行政機構についてでございます。この市では、地域公民館活動を含めた自治会活動、そして、NPO、ボランティアなどの市民活動、さらに、男女共同参画について一元的に扱うため、市長部局内に共生協働推進課を設けておりました。これは、市民にとってわかりやすいだけではなく、協働のまちづくりを進める上では、行政サイドの横の連携が図られやすいと感じた次第でございます。

これに対しまして、この八街市の現状を見てみますと、区・自治会の活動は総務課、男女共同参画は企画課、そして、NPO・ボランティアについてはどこかということがはっきりしなくて、社会福祉協議会のボランティアセンターが補っております。地域の中の活動に参加していますと、大変わかりづらいというところがございます。縦割りの弊害も多少感じるわけでございます。

そこで、協働のまちづくりという観点から、今後の組織機構についての考えをお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

社会情勢や市民意識が大きく変化している中にありまして、市の行政組織機構も、それに呼応した体制を整備していく必要があるものと認識しております。近年、市民協働やまちづくり、まちおこし、さらには、地方分権下における政策立案や行政マネジメントなど、新しく取り組むべき分野が出現しており、これらを現行体制で進めていく上で、一部に不都合な

状況が生じているのが現状でございます。このようなことから、協働によるまちづくりを推進していく上でも、より時代に即応した行政組織、それも、本市の実態に適合するような形での見直しが必要であり、総合的な見地から組織の再編も踏まえ研究するよう、今、指示したところでございます。

○山口孝弘君

ありがとうございます。できるだけ早い時期に組織についての見直しを行っていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。そして、先ほども言いましたが、できるだけ行政が動きやすいというだけではなくて、できれば市民の立場に立った行政組織の見直しをお願いいたします。

次に、②の市長が行う情報発信について質問させていただきます。

現在、市長の定例記者会見については、定例議会開会前、つまり、年4回行われております。しかし、積極的に情報発信している県内他市の現状を調べますと、月1回のペースで行っているところもございます。協働のまちづくりの第一歩は、市民と行政の情報の共有化でございます。そして、情報の伝達手段はさまざまなものを組み合わせた方が望ましいことは言うまでもありません。また、定例記者会見には、報道機関との連携を密にするということ、さらに、市の施策やイベントについて、市内はもとより市外にも発信していく、いわば、地域情報のトップセールスの場であるという性格も持ち合わせております。特に、市長はこれまで、地域ブランドの確立というところに大変力を入れてこられました。そうしたことを考えましても、市長の定例記者会見はもっと行ってもいいのではないかと考えております。市長の前向きな答弁を求める次第です。お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市が開催する記者会見につきましては、年4回、定例会開催前における議案説明記者会見として実施しており、その冒頭の挨拶の中で、市が行っておりますPR活動の状況や、情報として発信すべき事項等について報告させていただいております。

記者会見の開催回数につきましては、全く開催していない自治体もあるなど、まちまちな状況でございますが、成田市や佐倉市など印旛管内の7市につきましては、いずれも4回の開催と、同様の対応をしております。現在、本市から報道機関への各種情報の提供につきましては、報道関係12社に対し、その都度ファクスやメールにて行っているところでございますが、必要に応じ臨時の記者会見も開催することができるものと認識しております。

このようなことから、定期的な記者会見は今後も4回開催で対応してまいりたいと考えておりますが、山口議員がおっしゃるとおり、情報を発信する上で、報道機関との連携を密にすることは極めて重要であることから、各報道機関への適切な情報提供に努めるとともに、引き続きイベント会場や講演会場等におけるトップセールスにも努めてまいりたいと考えております。

○山口孝弘君

先ほども述べましたように、市長はこれまで地域ブランドの確立というところに大変力を入れてこられました。市長が考えるトップセールス、情報発信について、今後の考えがございましたら、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

私のPR活動ということで、トップセールスの内容ということでございますけれども、まずは、特産品関係でございます。今回、八街市が八街市として初めてのことでございますけれども、千葉県印旛地区郵便局長会という大きな組織がございます。その組織に出向きまして、印旛地区郵便局長約200名が出席しておる会議の席上、好評でございました郵便カタログ販売による八街産落花生の注文販売のお礼と、本市の特産品についてPRをさせていただいてきました。

さらには、千葉県知事に本市の取り組みを紹介するというところで、森田千葉県知事に面会し、八街産小麦「ゆめしほう」を使った給食パンの開発から実現に至るまでの取り組みを紹介するとともに、試食をしていただいたところでございます。

また、東京都庁で開催いたしました八街観光物産展に参加し、東京都庁2階、全国PRコーナーで開催した八街市観光物産展を視察するとともに、本市特産品のPR活動をいたしました。

また、内閣官房長官に本市特産品をPRするという意味で、菅内閣官房長官に面会いたしました。本市特産品である八街産落花生をPRしました。

また、JAいんばグリーンまつりに出席いたしまして、これはスイカの共進会でございますけれども、野菜の共進会等につきまして、これまで産業まつりの一環として実施してきていましたが、スイカについては、産業まつりの時期が生産時期と異なることから、対象品目に含まれておりませんでした。しかしながら、本市特産品の1つであるスイカの共進会開催を望む声が大変多くございまして、今回、グリーンまつりの中で試験的に開催しましたところ、大変好評でございました。来年からは、時期が異なりますが、産業まつりの一環として実施することが決定されております。

また、内閣総理大臣に本市の特産品をPRいたしました。既にマスコミ、あるいは、広報やちまた等でご案内をしているところでございますけれども、安倍内閣総理大臣に首相官邸において面会し、八街産落花生やスイカなどの本市特産品をPRしたところでございます。

さらに、9月に行われますB-1グランプリ会場におけるPR活動をいたします。2013関東甲信越B-1グランプリ・イン・勝浦の会場に本市のブースを設けさせていただき、本市特産品の販売とPR活動を行うことになりました。私も、日程の調整がつき次第、ぜひ参加したいというふうに思っております。

また、市のホームページでございまして、市長室のリニューアルを行いました。トップセールスとは若干意味合いが違うかもしれませんが、本市のホームページにあります市長室のコーナーを、昨日9月4日、リニューアルいたしましたところでございます。今回のリニューアルにより、これまでの主な取り組みや活動記録なども掲載するようになりましたの

で、ごらんいただければと思っております。

以上でございます。

○山口孝弘君

本当に、北村市長になられて、自らの足でさまざまところにトップセールスとして活動されているなど、大変恐縮に存じます。本当にありがとうございます。今後の市長のご活躍をご期待いたしております。

次に、要旨（３）八街市職員採用についてお伺いいたします。

現在、八街市の職員採用につきましては３５歳までという年齢制限が設けられております。しかし、組織をより活性化させていくためには、さまざまな経験や専門知識が行政内部に取り入れられるよう、広く門戸を開き、多様な人材の確保に努めるべきではないでしょうか。平成１５年度に全国で初めて千葉県市川市が職員採用試験の年齢制限を撤廃したことを皮切りに、各地で同様の取り組みが見られるようになりました。また、宇都宮市におきましては、３０歳から４０歳までを対象とした採用枠を昨年度新たに設けております。不況の今日ではございますが、逆に考えれば、優秀な人材を確保できるチャンスがより広がっている時期であると言えます。

そこで、①の、八街市として職員採用の年齢制限などを見直すなど、幅広い人材の登用に努めてはいかがでしょうか。お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

職員の採用試験につきましては、印旛郡市広域市町村圏事務組合が実施する共同試験に参加しております。本市におきましては、一般行政職上級の年齢制限枠を、それまで３０歳としていたものを、平成２１年度から３５歳まで広げ、また、保育士については、２８歳としていたものを、平成２４年度からは３５歳まで広げております。年齢制限を撤廃した場合、優秀な人材を確保するチャンスが広がることも考えられますが、職員の年齢構成のバランスを考慮する必要があると考えております。

他団体の募集状況を見ますと、一般行政職採用募集人数のうち、数名程度を年齢制限撤廃枠として募集しているようでございます。本市の年齢制限の見直しにつきましては、現在の職員の年齢構成や採用する職種の過去の応募状況などを考慮しながら検討してまいりたいと考えております。

○山口孝弘君

ありがとうございました。

関連しますので、次の②の公務員型採用試験から総合能力型採用試験へについて質問いたします。

八街市を取り巻く状況は大きく変化しております。地域主権の進展や行政需要の高度化などが進む中で、八街市には、多様化する行政ニーズに対応した的確な政策立案や、常に改革マインドを持った業務遂行、さらには、都市間競争に勝ち抜く独自色の発揮が求められてお

ります。このような中で、政策を立案し業務を遂行する八街市職員、特に、若手職員には、旺盛なチャレンジ精神や、自ら考え、調査し、行動する力が不可欠でございます。しかしながら、公務員の採用試験といえば筆記試験、特に、択一式試験をクリアしなければいけないというイメージを持っている方が多いのは事実でございます。民間企業を中心に就職活動をしている大学生や、仕事が忙しい社会人の方がチャレンジできない環境にございました。

そこで、筆記試験重視型の公務員型採用試験から、社会人全般に求められる基本的な資質を基礎能力と性格から総合的にはかる人物重視の総合能力型試験に変更することにより、幅広い人材の中から優秀で効果的な人材の確保を行えると考えます。お伺いたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

総合能力試験は、個人の基本的な資質を基礎能力や性格から測定することにより、未経験の職務への適応のしやすさなどを総合的に判断できるものでございますが、現在のところ、千葉県や印旛管内の団体では実施していないようでございます。現在、本市職員の採用試験につきましては、先ほど答弁したところでございますが、印旛郡市広域市町村圏事務組合が実施する共同試験に参加しており、印旛郡市内の市町及び一部事務組合が行う職員採用試験について、できるだけその条件を統一し、また、同時一斉に開催することや、広域的な採用を通し、市町等職員のより一層の資質の向上と事務の合理化に資することを目的として実施しております。このようなことから、総合能力試験の導入につきましては、当該組合や構成団体と十分情報交換をしながら、今後研究させていただきたいと思っております。

○山口孝弘君

先ほど出ました、印旛郡市広域市町村圏事務組合が実施する共同試験に参加しておるといふ話なんですが、実質的経費の削減などのメリットがございます。逆に言えば、デメリットがございます。独自の試験方法が早期に変更できないということもございます。私は、今のままの職員採用試験も必要かとは思われますが、時代に即した採用方法、すなわち、先ほども申し上げましたとおり、総合能力型試験の枠をぜひともつくっていただきたいと思っております。ぜひとも印旛郡市広域市町村圏事務組合の方にも伝えていただきまして、八街市としても積極的に考えていただきたいと思っておりますが、このことについてはどう思いますか。

○総務部長（浅羽芳明君）

現在、職員採用試験につきましては、先ほど市長が答弁したように、共同試験で行っているということでございますけれども、この試験を実施する前には、私ども団体も含めて、各団体の担当者が集まって打ち合わせ会議を行っておりますので、その場で情報交換、意見交換等をした中で、必要性を考えていきたいというふうに思います。

それから、先ほどあったように、費用の面、あるいは、できるだけ同じ条件の中で試験を行うということで統一試験を行っておりますので、基本的にここは避けて通れないものだというふうに思っています。その後に私どもでは面接試験を行っているわけでございますけど

も、面接試験に入る前に、例えば、集団討論をさせて、業務に対する適応能力であるとか、組織に対する適応能力だとか、そういったところを担当者が見ていくというようなことも1つの方法ではないかなというふうに考えておりますので、いろんな面から優秀な職員を獲得するというような方法を、その辺は探っていきたいなというふうに思います。

○山口孝弘君

ありがとうございました。新年度、職員は13～15名程度ですか。採用される予定とされているのは何名程度でございますか。

○総務部長（浅羽芳明君）

来年度の職員採用でございますけども、基本的に、私どもの考え方としましては、退職する職員の数を補充していくという基本的な考え方を持っております。退職につきましては、定年であるということであると数が確定するわけでございますけども、諸条件によりまして、定年を迎える前に退職するという職員もございますので、なかなか確定できない状態で募集をするような状況になります。これはならざるを得ないということになりますが、最終的な職員採用につきましては、できるだけ実質退職する職員を含めて、現在の業務状況、これらを踏まえて職員採用数を決定していきたいというふうに思っております。

具体的な数なんですが、現在、募集をしている数で申し上げますと、行政職の上級が8名程度、初級で3名程度、保育士で3名程度、それから、幼稚園教諭で1名ということになっております。

○山口孝弘君

新年度、多くの新人の職員が入ってくる予定であるということですので、ぜひとも、今後の八街市の将来を見据えての職員採用を考えていただきたいと思います。

以上で私の代表質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（中田眞司君）

以上で誠和会、山口孝弘議員の代表質問を終了します。

次に、代表質問に対する関連質問を許します。関連質問はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中田眞司君）

関連質問がありませんので、これで関連質問を終了します。

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

（休憩 午前11時12分）

（再開 午前11時23分）

○議長（中田眞司君）

再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、公明党、川上雄次議員の代表質問を許します。

○川上雄次君

それでは、公明党を代表いたしまして代表質問を行います。

今議会から採用されました新たな取り組みである一問一答方式を、この一般質問から選択いたしました。これまで以上に深い議論が行われ、八街市の議会の活性化になるように願うとともに、執行部の皆様には前向きな答弁をお願いいたします。

さて、初めの質問は、教育委員会の役割と市長部局のあり方について、大局的な観点からお伺いします。

教育委員会は全国の市町村に1千720あります。教育委員会は、ご存じのように、4人の非常勤の委員から議長役の教育委員長を選び、常勤で教育委員会事務局を統括する教育長が加わった5人の委員で構成され、教育行政の最高の合議機関です。

しかし、近年、教育委員会については、多方面からそのあり方が問われております。特に、教育現場でのいじめや自殺報道に端を発した事件、事故をめぐる学校での対応について、多くの報道を見るように問題視され、運営自体が形骸化しているとの指摘もあります。非常勤の委員が月に1、2回、短期間の会議を行うことで、どこまで教育行政全般の管理監督ができるのかとも問われております。

また、全国市長会では、教育委員会制度に関する意見書で、教育委員会の必置規制を緩和し、地方公共団体の選択により、首長の責任のもとで教育行政の一部を行うことができるように求めています。安倍首相の官邸に置かれた教育再生実行会議では、今年4月、「教育委員会制度等のあり方について」と題する提言では、今の教育委員会制度の責任の所在の不明確さ、審議等の形骸化、危機管理能力の不足といった問題点を指摘する厳しい内容が並んでおりました。全国の教育委員会のあり方が問われる時代になっていると思います。

そこで、最初の質問は、本市の教育委員会制度の現状と課題についてお伺いします。

○教育長（川島澄男君）

答弁いたします。

教育委員会は地域の学校教育、社会教育、文化、スポーツ等に関する事務を担当する機関として設置され、市長部局から独立した行政機関としての位置付けとなっております。教育委員会会議において教育行政における重要事項や基本方針をご審議いただき、事務事業を執行しております。月に1回の定例会のほか、臨時会や非公式の協議会において審議しております。定例会議の前に、毎回各学校・幼稚園・教育機関を訪問し、授業参観、学校行事、各施設の視察を実施しております。訪問時に意見、評価をいただき、その都度結果を各学校や機関に報告し、それを参考にさらに改善を図るよう指導しております。

教育委員には、このほかに、年数回の研修会、各種会議、事業や行事に出席していただいております。

平成20年から毎年実施しております事務事業の点検・評価については、各事業ごとに、決算を含め、詳細に事業内容を点検していただいております。

八街市教育委員会の組織は、事務局として庶務課、学校教育課、社会教育課、スポーツ振興課の4課、及び教育機関として、中央公民館、図書館、学校給食センター、スポーツプラザ、視聴覚教材センター、郷土資料館、教育センター、教育支援センターの8機関となって

おり、それぞれの業務を執行しております。現在、それぞれの教育行政を執行している各課・機関が連携を図り、十分に機能しているものと認識しております。

○川上雄次君

ただいま教育長から答弁がありました。教育委員会は4課、8つの機関を統括しているということで、非常に広い守備範囲の業務を行っていただいております。しかし、教育委員会の歴史的なものをちょっと話させていただきますと、戦前からの軍事教育等の反省から、新しい教育制度を作るときに、GHQによってアメリカの教育委員会制度が日本に導入されたというのが発端だと思います。今、全世界で教育委員会があるのは、アメリカと日本、それから韓国、台湾ぐらいかと思います。

そういった中で、当初の教育委員会というのは、首長からの独立ということでスタートして、選挙制度が始まっておりました。しかし、いろんな弊害があつて、現在の首長さんの推選で、議会で議決するという今の形になりましたけども、アメリカ自体のモデルを持ってきているので、いろいろな弊害があると思います。

というのは、アメリカの体制というのは、教育税という税を徴収して、そして、その税を使って教育行政を行っていくという、そういった形になっております。しかし、日本の教育委員会は、文部科学省のもとに各県の教育委員会があり、そして、市町村の教育委員会には予算権はないし、また、学校の先生方の人事権もなければ、給与についても、採用権もないという形の中で、非常に限られた権限しかない形で教育行政全般を行っている。なおかつ、今お話の4つの課のお話がありましたけども、私の調べたところでは、全国的にもこのあり方を改めようということで、教育委員会の中での、例えば、今お話のありました中央公民館であったり、スポーツプラザであったり、または、図書館だったり、そういった本来の教育とダイレクトに結び付いているところではない部分については、これはもう、市長部局の方にその仕事を担ってもらうのがいいのではないかとということで、実は、そのように取り組んでいる地方があります。そういった意味で、教育のプロフェッショナルである教育長が教育行政に専任できるように、その辺のすみ分けが必要ではないかと思っております。そういう意味で、それについての教育長のお考えはいかがでしょうか。

○教育次長（長谷川淳一君）

今、議員のおっしゃるとおり、平成20年ですか、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正がございました。その中で、スポーツ・文化に関する部分を条例に基づいて市長部局へ移管できるというような法改正があったわけでございますけども、本市におきましては、先ほど教育長から答弁したとおりでございます。4つの課と8つの行政機関、これが連携しながら八街市の教育課題に取り組んでいるという状況でございます。特に支障は教育委員会としては感じていないというような状況だと、このように確信しております。

○川上雄次君

特に問題ないというお話でしたけども、先ほど、教育のプロフェッショナルリーダーという話をさせてもらいました。教育委員会または教育長を中心に、そういったしっかりとした

体制が問われると思います。

また、もう一面、教育委員会については、レイマンコントロールという1つの理念があります。素人というか、一般社会人の人たちが教育委員会の中心を成して、そして、合議制で教育を行っていくと。そういった意味では、我が市の教育委員会の中でのレイマンコントロールについて、また、市民の皆さんへの地域住民との接点というものについての観点についてはいかがでしょうか。

○教育長（川島澄男君）

先ほどの答弁にもありましたように、教育委員の資質、教養を高めていくということで、研修会等が年に数回あります。それから、各学校を訪問した際に、学校の教育目標等をいかに具現化しているかという観点からも委員さん方に見ていただいたりして、そういうところからも、委員さん方の意見を学校は取り入れて、運営をされて、改善が図られているという状態もあります。

さらに、今度、教育再生会議の方でも、さらに教育委員の資質、教養を高めるのだということも言われていますので、それにのっとってまた進めていければと、そんなふうに考えます。

○川上雄次君

ありがとうございます。今お話に出ました教育再生会議、これはいろんな国の方の動きでも、教育委員会を、今の制度ではなく、新しい教育委員会を作っていこうと。そして、首長のもとに教育長がいて、そして、教育委員会は諮問機関という形の方が本来の姿に近いんじゃないかということで、そういった議論もされているようです。ぜひともそういった新しい動きも踏まえながら、本市のいろいろ努力していただいている教育委員会をさらに充実した形で展開していただきたいと、そのように思います。

あと、次の質問になりますけども、各市では、文化・スポーツ・生涯学習に関する事務なども首長のセクションの方に権限を移譲していると。特例条例とか弾力化という形で進めているところがあるんですけども、この動きについては教育長はどのようにお考えでしょうか。

○教育次長（長谷川淳一君）

ただいまのご質問でございますけども、確かに、文化・スポーツ部門について市長部局に移管している自治体もあるようでございまして、私の調べた範囲では、千葉県内ではどうも見当たりませんでした。ただ、全国を見ますと、島根県の出雲市、また、京都府の亀岡市、それから、愛知県の高浜市、群馬県の大田市、ここらあたりが法改正に基づいて、文化部門、それから、スポーツ部門について、市長部局に移管しているというようなことでございますけども、本市では、具体的なそういった検討は、まだ教育委員会としてはしてございません。

○川上雄次君

市民の代表である市長さんが、本来は文化であったりスポーツであったり、そういうことも担うのが本来じゃないかというのが、さまざまな全国市長会等の意見の中で出ております。私も、本来ならばそういった形の方が、市民との協働のまちづくりであったり、そういった

趣旨に合っているんじゃないかと。そして、人づくりについては教育委員会に特化していただいでしっかりとした審議をしていただき、文化とかスポーツとかに関する部分については市長の直属の部局で担うべきじゃないかなと、このように思いますので、その点については、時代の流れを1つずつ見ていただきながら、本市にとっていいあり方がどこにあるかということも考えていただきたいと、このように要望いたします。

続きまして、教育委員会にお尋ねするのはちょっと無理なところもあるので、市長部局の方にお尋ねしたいと思います。

先ほどご質問しましたように、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正であったり、教育委員へ保護者の選任が義務化という、法律が変わってきたりとか、その中で、先ほど言った、文化・スポーツの事務を首長が担当できるようになっています。そういった意味では、全国市長会でも人権型教育の推進という観点からそのような論議が進んでいるようなんですけども、市長からは、この辺についてのお考えはいかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市の場合でございますけども、学校、家庭、教育の連携が大変重要であると考えております。学校教育と青少年健全育成を含めた社会教育とがより密接に連携していくことが大変重要であるし、不可欠であるというふうに思っておりますことから、社会教育に関する事務については、現時点では教育委員会が所管することが適切であるというふうに考えております。

○川上雄次君

社会教育についてはというお話でしたけども、文化・スポーツ等についてはいかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

やはり、同じように、このことについても教育委員会が所管することが現時点では適切であるというふうに考えています。

○川上雄次君

現時点ではという、但し書きがあったものですから、時代の流れを見ると、実際問題、八街の市役所の中を見ても、教育委員会が担う部分が大変多くあります。そういった意味では、先ほど言いました中央公民館であったり、スポーツプラザであったり、図書館であったり、または、視聴覚であったりとか、これはもう、市民に一番身近で、市長のもとで行われた方が予算等も。教育委員会では予算措置はできませんので、そういった意味では、本来は市長が担うべきじゃないかと、このように思いますので、将来的にはお考えであるかどうか、お伺いします。

○市長（北村新司君）

種々、子どもを育む、あるいは、社会教育をさらに充実する、そうした中で、先ほども申し上げましたけども、学校、家庭、地域の連携が大変重要であるということが八街市の最重

要課題というふうに捉えておりますし、学校教育、青少年健全育成を含めた社会教育、あるいは、スポーツ振興を含めて、種々これから市民の皆様のお力添えもいただくところでございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、現時点では教育委員会が所管することが適切であるというふうに考えております。

○川上雄次君

教育委員会は、今の現体制のままという意見、お気持ちが強いようですけれども、であるならば、もう一言お尋ねしたいんですが、全国のいろんな市議会をお尋ねしますと、議席に教育長と教育委員長が並んで席を持っているというところも多く見かけます。教育委員会というのは、議会で議決として同意人事を同意して決められた委員でございます。そういった意味で、教育委員会の事務局の報告はたくさんあるんですけども、教育委員会の委員の皆さんの話というか、顔が見えないという嫌いがあるんですけども、そういった意味では、今お話のように、大変重要な役割を担っている教育委員会教育委員の、例えば、教育委員長のいろんな報告とか、そういうものについては議会については少し手薄ではないかと思うんですけども、この辺は、教育委員長とともに、教育長と両名が出席できるような形がとれないものか。いかがでしょうか。

○教育長（川島澄男君）

議員さんのおっしゃるとおり、顔が見えないと。それが教育再生会議でも言われているところなのかなというふうにも考えられます。今後、新年度になりましたら、国会に教育委員会の制度について法案が出されるということですので、八街もそれを見て暫時変えていく必要があるのかなと、そんなふうにも考えます。

以上です。

○川上雄次君

それと同時に、教育委員会のホームページには、教育委員会会議のデータが載っております。そういうものも、我々がホームページを開かなきゃわからないというのではなくて、そういったいろいろ取り組まれている内容についても、議会の方へ報告をいただければありがたいと、このように思いますので、よろしくお願いします。

続きまして、番号制度（マイナンバー）についてお尋ねいたします。

今年の5月24日、国会でマイナンバー法が成立しました。政府の予定では、2016年1月に、つまり、2年5カ月後にはマイナンバーの導入が始まります。まず、このマイナンバーは、国民一人ひとりに1つずつ付けられる番号であり、この番号がカードに記載され、私の番号はこれですと告知して使うような番号で、全ての人に漏れなく付きます。社会保障や税、災害対策などの分野に導入され、行政だけでなく、民間でも使われる予定になっております。極めて重要な制度で、しかも、ごく短い期間で市町村がその多くを担って作る制度であります。このマイナンバー制度は、市町村にはかなり大変な準備が必要となります。

そこで、まず、この5月24日、国会で成立したマイナンバー法導入の意味と課題についてお伺いします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が平成25年5月31日に公布され、公布の日から3年以内に施行される予定となっておりますが、まだ施行されておりません。社会保障・税番号制度、いわゆる番号制度についての国の説明資料によりますと、この番号制度は、複数の機関に存在する個人情報が同一人の情報であるということを確認するための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い、公平・公正な社会を実現するための社会基盤、インフラであるとされております。

さらに、番号制度導入の効果として、より正確な所得の把握が可能となり、社会保障や税の給付と負担の公平性が図れる。真に手を差し伸べるべき者を見つけることが可能となる。大災害時における真に手を差し延べるべき者に対する積極的な支援に活用できる。社会保障や税に係る各種行政事務の効率化が図れる。ITを活用することにより添付書類が不要となる等、国民の利便性が向上する。行政機関から国民にプッシュ型の行政サービスを行うことが可能となるということが掲げられております。

○川上雄次君

答弁ありがとうございました。今の答弁の中に次のメリットもちょっと含まれていましたので。この制度を早く立ち上げて実現しなければ間に合わない。本年度からもう既に、この9月からやらなきゃならないこともたくさんあると思うんですね。そういった意味で、25年度、今年度から始まる制度導入へのスケジュールについて、詳細にお伺いします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

番号制度の法律、いわゆるマイナンバー法の施行日は確定しておりませんので、法案段階で想定しているスケジュールを申し上げます。

今後、関係する政令や省令等が整備され、各地方公共団体はシステムを整備することとなります。そして、平成27年10月から、住民票コードをもとに個人番号を付番し、各個人への通知を開始いたします。その後、平成28年1月から個人番号カードの交付開始、平成29年7月から地方自治体における情報連携開始となる導入スケジュールが想定されております。

○川上雄次君

政府の方の発表の中で、私もスケジュール想定表でも幾つか見ておるんですけども、もう既に、この平成25年9月時点からやらなきゃならないこととしては、影響度調査ということで、既存の住基との関係、また、既存の業務との関係とか、中間サーバー関係も含めて、担当課を決定してのプロジェクトチームの設置ということが挙げられております。この辺の担当課の決定、または、プロジェクトチームの設置についての準備はどうなっているのか、お伺いします。

○市長（北村新司君）

すみません。一問一答式がまだまだ不慣れでございますので、ご理解いただきたいと思えます。

それでは、答弁いたします。

マイナンバー制度の導入につきましては、全庁的な影響を及ぼすものでございますことから、庁内横断的なプロジェクトとして取り組む必要があるものと考えております。早急に社会保障分野及び税分野等の対象事業を拾い出し、マイナンバー導入に向けての推進体制を整えてまいりたいと考えております。

○川上雄次君

先取りしてやっていかなきゃいけないものがたくさんあると思っているんです。そうした中で、マイナンバー制度導入で、本市のシステムが対応できるのか。相当の改修が必要なのか。その辺の見極めというものは、今、できているのでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

このマイナンバー制度の導入に向けては、先ほど、市長の方からスケジュール的なものを答弁申し上げましたけども、大きく言いますと、システムの整備であるとか条例等の整備、それから、個人番号の利用を踏まえた業務改革、あるいは、組織体制の見直し、こういったことについての検討が必要となるというふうに思われます。これも、先ほど市長が答弁しましたけども、社会保障であるとか税であるとか災害対策など、多くの分野にわたって適用されるということ。それから、今申し上げましたように、システムの整備、それから、条例の整備、各部門が連携して行う必要があるということなので、当然、部局横断的な対応を図るという必要があるというふうに思っております。

しかしながら、総務省の方からまだガイドラインというような形での準備事項等詳細、あるいは、かつ具体的な内容、これが示されていないような状況でございますので、私どもとしても、具体的な取り組みについてはまだこれからというような状況でございます。

○川上雄次君

わかりました。市町村によっては、かなりこれを早目にとというか、立ち上げをやって、早いところがあって、幾つかの例があります。私も、この番号制度（マイナンバー）は本市にとっても非常に大事な制度だと。基幹的なものから含めて立ち上げることが、またメリットも非常に多い制度にもなってくると思うので、ちょうど、NPO法人で「市民と電子自治体ネットワーク」という勉強会があったんですけども、参加させてもらいました。政務活動費という形で、参加しても書類代1千円で済んだものですから参加したのですが、全国の行政の職員が非常に参加しておりました。それから、ベンダーというIT関係の会社の方たちも集まっていて、そして、たまたまお会いしたのが隣の千葉市の職員の方だったんですけども、IT関係のスキルを持っている方で、市の職員としての、この法律のために採用された方でした。そういったことで名刺交換をして、お話をちょっとお聞きしたんですけども、早く立ち上げなければならないというところが多々、しっかり勉強していかなければならないとこ

ろがたくさんあるということを感じましたので、今日、質問をさせてもらいました。

先ほどお話の中で、プロジェクトチームというものを立ち上げなければならないなど、このように思っております。それと、影響力調査というのは、もう今年度のうちから始めなきゃいけないところなので、これについてはしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

それと、電子行政に詳しい職員の育成ということが必要じゃないかと思うんですけども、それも含めて、市長が立ち上げていただきました若手職員の研究会があります。この研究会の中でマイナンバー制度、また、教育委員会と市長部局の関係とか、こういったことも議題として取り上げて、調査研究にして取り上げてもらえないかどうか、市長の見解をお伺いしたと思います。

○市長（北村新司君）

若手から成る職員研究会につきましては、いろんな意味の大きなまちづくりについて議論をいただいて、いろんな意見をいただいているところでございます。今、川上議員が申されましたことにつきましても、しっかり議題として提案して、議題の中で議論していただけるように諮ってまいりたいと思っています。

○川上雄次君

大変ありがとうございました。八街の将来を担う若手の職員にぜひ活躍していただきたいと、このように思いますので、よろしくお願いします。

以上で私の質問を終わります。

○議長（中田眞司君）

以上で公明党、川上雄次議員の代表質問を終了します。

次に、代表質問に対する関連質問を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中田眞司君）

関連質問がありませんので、これで関連質問を終了します。

会議中ではありますが、ここで、昼食のため、しばらく休憩をいたします。

午後は1時10分から再開いたします。

（休憩 午前11時57分）

（再開 午後 1時10分）

○議長（中田眞司君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、やちまた21、林政男議員の代表質問を許します。

○林 政男君

今回、一問一答方式ということで、多少緊張しておりますけれども、1時間半しかないので、頑張っていきたいと思っております。

今回の質問は、TPP問題、職員の能力開発問題、街づくりの中から、緑の基本計画問題

の3点にわたり質問いたします。また、3番目の質問中、実施率、達成率の文言の入った質問については、都合により割愛させていただきます。

それでは、まず、TPP対策についてお聞きします。

政府は、7月23日からマレーシアで行われたTPP交渉に正式に参加いたしました。そして、その交渉経過は秘密裏に行われ、4年間公表しない約束とメディアが報道しております。TPP交渉は、医療分野から建設、産業、知的財産分野等、多岐にわたります。とりわけ、本市に関係の深い農業の分野では関税率が問題となっております。コンニャク芋1706パーセント、米778パーセント、落花生737パーセント、でん粉583パーセント、小豆403パーセント、バター360パーセント、砂糖305パーセント、小麦252パーセント、野菜類3パーセント、果実は5～15パーセントとなっております。落花生には737パーセントの関税、ニンジンには3パーセント、ショウガ3パーセント、里芋3パーセントと把握しております。日本政府はTPP交渉の中で、例外5品目として、米、麦、牛・豚肉、乳製品、サトウキビ等の甘味作物等の5品目を挙げており、落花生等の豆類は含まれておりません。

市長は常々、議会答弁などで、八街市の基幹産業は農業であると述べられております。そこでお聞きします。基幹産業が農業と内外にアピールしていますが、TPPにはどのような施策で臨むのか。また、あわせて、増え続ける耕作放棄地・遊休農地の対策はいかがか。人手不足・就農人口の減少を補うために、農業版の人材センターをJAとともに設立したらいかがか。また、あわせて、外国人研修生の受け入れ機関を設立したらいかがか、まずお聞きします。

○議長（中田眞司君）

答弁は1つずつでいいでしょうか。全体で質問したのですが、要旨1番、2番、3番。

○林 政男議員

①でいいです。失礼しました。1つで結構です。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。1つでいいということですので。

TPP交渉につきましては、本年7月15日から25日までマレーシアで開催されました第18回交渉会合へ正式に参加し、我が国として守るべきものは守り、攻めるべきものは攻め、積極的かつ建設的な議論で参加するという基本的な姿勢を明らかにしました。また、さきにブルネイで開催されました第19回交渉会合に参加した甘利大臣は、TPPは、アジア太平洋地域に21世紀型の経済統合の新たなルールを構築する野心的な試みであること。自由、民主主義、法の支配といった普遍的な価値を有する国々とともにルール作りをすることは地域の安定に貢献すること。本年中の交渉妥結という目標達成のため、我が国も積極的かつ建設的な議論で参加することの3点を表明したところでございます。

TPP交渉に参加した場合の農業分野に関する影響額につきましては、農林水産物生産額が3兆円減少するという政府の試算が3月に発表されており、このことから、国では、本年

5月に農林水産産業・地域の活力創造本部を設置し、耕作放棄地の解消や農地集約など、農業の生産性を高める農業対策を年内にまとめる方針が示されております。このため、今後の動向を注視してまいるとともに、情報収集にも努めてまいりたいと考えております。

○林 政男君

すみません、なれないものですから。

それでは、基幹産業が農業と内外にアピールしている項目についてお伺いします。

ただいま、市長の答弁で、情報収集に努めてまいりたいというようなお話がございました。どのように情報収集に努めるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○経済環境部長（中村治幸君）

市長の方で答弁いたしました情報収集という点でございますが、これはやはり、私ども県の担当、あるいは、直接国の方からその情報について今後収集してまいりたいというふうに考えております。

○林 政男君

市の中に、TPPの対策の横断的な対策をするぐらいの組織が必要じゃないかというふうに認識するわけです。なぜかといえば、先ほども申し上げたように、基幹産業は農業と言っているわけですから、その農業がどのような打撃、あるいは、こちらにとってプラスになるかもわかりませんが、その辺の把握を、農政だから農政課というよりも、やっぱり、TPP対策PTを作るぐらいの積極性が欲しいと思いますが、市長、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

TPPにつきましては、先ほども答弁いたしましたとおり、内容についてはまだほとんど入っておりません。しかしながら、強い農業を作るという意味で、私も積極的に国、県の関係者とお会いしています。まず、情報収集するという意味で、先般の3日に、麻生農林水産部長、あるいは、次長とも意見交換会をしたところでございます。また、TPPの交渉妥結に向けて、秋頃、まだはっきりわかりませんが、その頃に向けて本庁、八街市に農林水産部長、あるいは、関係者をお招きして、改めて意見交換会、情報交換会、そうしたことを今積極的にやっているところでございます。まだ八街市としても、TPPについての内容が十分国からお示しされておられませんけども、国、県との連携は常に積極的に図っているところでございます。

○林 政男君

今の市長の答弁は大変心強い答弁だったと思います。県の麻生部長も大変積極的な考え方の持ち主でいらっしゃるし、その方に八街にまた来ていただいてお話をすることは、大変有意義じゃないかというふうに思っております。

それでは、次の、耕作放棄地、遊休農地の拡大に対してどのような施策をとるところ。

TPPの施策の中で、増え続ける耕作放棄地、遊休農地の対策はいかがか、お聞きします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

市内の耕作放棄地の状況を申し上げますと、平成24年度の調査では畑で198ヘクタール、田で70ヘクタール、合計で268ヘクタールとなっております。これらの耕作放棄地対策としては、農業委員会において必要な指導をしているほか、市においても農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者等に対し、農地を集め、耕作がされていない農地の利用を図る農用地利用集積円滑化事業を推進しており、昨年度から農地の借受者に対し奨励金を交付することにより、さらに本事業が活発に行われるよう進めております。

また、今年度は、耕作放棄地の再生利用を目的とした国、県の補助事業を活用し、耕作放棄地の減少に努めているところであり、具体的には、耕作放棄地であると判定された農地を、5年以上の利用権を設定し借り受け、荒れた農地を再生し耕作を行えば支援を受けられる耕作放棄地再生利用緊急対策事業、及び、酪農家等の自給飼料生産組織が自給飼料の生産拡大を目的に耕作放棄地を再生した場合、共同機械の導入に対し支援を受けられる飼料生産拡大整備支援事業を活用し、耕作放棄地の再生に取り組んでおります。

また、来年度には、千葉県において農地中間管理機構を設置し、農地の流動化の促進、農地の保全、基盤整備等による多面的集約の促進、耕作放棄地の発生防止及び解消を千葉県全体で取り組むこととしており、現在、その準備を進めているところでございます。

○林 政男君

今、市長答弁の中で、耕作放棄地が畑で198ヘクタール、田で70ヘクタールあるということでした。その中に、八街市でも耕作放棄の対策協議会がとられていると思うんですけども、その活動についてお聞かせください。

○経済環境部長（中村治幸君）

八街市地域耕作放棄地対策協議会という名称でございまして、これにつきまして、本年度、25年度につきましては、2ヘクタールの耕作放棄地を再生するという事業に現在取り組んでおるところでございます。

○林 政男君

その辺は、農業委員会はどのように関わっているんですか。

○経済環境部長（中村治幸君）

これにつきましては、現在、国の方からの補助金、10アール、1反歩当たり7万5千円という補助金をいただきまして、事業費の2分の1ということで、土づくり事業を始めておるところでございます。

○林 政男君

そうですね。耕作放棄地については2分の1補助金を使えるということなんですけども、先ほどの市長答弁の中に、集積する、農地の流動化を図るということでしたが、どの程度流動化が進んでいるのでしょうか。

○経済環境部長（中村治幸君）

平成24年度で申し上げますと、利用権を設定してございます農地につきましては、約26.6ヘクタールが利用権の設定をされております。このうち、市独自で奨励金を出してご

ございます農地につきましては、約18.8ヘクタールが年数ごとによる奨励金を交付した実績でございます。

○林 政男君

八街市の畑の耕作面積は、戦後4千ヘクタールから始まって、現在では約2千500ヘクタールと言われております。TPPの問題と、農地の集積の問題と、そして、次にやる雇用の方にも出てくるのですけども、今の農地転用の申請というのは、月あたりどのくらい出ているのでしょうか。

○農業委員会事務局長（麻生和敏君）

農地転用の月当たりですが、多いときで10件、少ないときで3件というような状況です。

○林 政男君

それをお聞きしたのは、今、農業委員会の方に聞くところによりますと、農地を一種、二種、三種の農地に分けて、農地転用について厳しく制限をかけているというふうにお聞きしております。特に一種については、おおねね10ヘクタールの農地が見込まれるところについては、ほとんど農転はさせない、農振も除外させないというふうに聞いておりますけども、これは事実ですか。

○農業委員会事務局長（麻生和敏君）

確かに、10ヘクタール以上が畑であるところについては、農転は難しいというような指導はしておりますが、その中の条件によって農転も可能だというようなところもありますので、全部が全部農転はできないというようなことの指導はしておりません。

○林 政男君

耕作放棄地でも、また、あるいは、遊休農地の中でも、今すぐ手を加えればすぐ農地として再生できるものが大体100ヘクタールあると言われて、私の認識ではそうなっております。今、麻生事務局長が言うには、一種の農地についても、場合によっては農転、あるいは、農振区域から除外も可能かというようなお話がありましたけど、そういうことはできるんですか。遊休のいわゆる耕作放棄地がそういう対象になるのか。あるいは、そうじゃなくて、道路沿いとか公共性の高いものについては解除できるという、そのような認識でよろしいのでしょうか。

○農業委員会事務局長（麻生和敏君）

第一種農地の転用につきましては、農業用施設等であれば可能だというようなことは指導しております。

○林 政男君

やはり、貴重な農地、土地でありますから、有効活用する上では、その辺は明快にやっばり取り扱っていった方がいいかと思えます。

TPPの中で、前回の定例会でもやったんですけども、ある程度お店、販売までを農家がする場合には、ある程度農地転用も、農業振興区域の中の農産物の販売所については許可するというふうに聞いておりますけども、この解釈でよろしいですか。

○経済環境部長（中村治幸君）

農業振興地域と申しますと、用途区域を除いた八街市全域なわけで、農地を保全する、農業の振興を図るという観点から定められておるわけでございますので、これを農地転用する、農用地から除外をして農地転用して農地以外の用途に供するということについては、極力抑制されるべきであろうと。

ただし、市全体の経済の活性を図る意味で、やはり、場所により、地域によっては転用されることもやむを得ないと。ですから、これにつきましては、農用地の指定から除外する。農地転用以前に、まず農用地の除外が必要となりますので、この辺につきましては、現在進めております北総中央用水の受益地という兼ね合いもございますが、市とすれば、現在、地域によってはやはり除外されることもやむを得ないということで、県当局の方にはいろいろご協議をさせていただいておるというところでございます。

○林 政男君

やはり、農業の活性化ということは経済の活性化にもつながるということで、私のお会いしている農家の人から言わせると、道の駅、要するに、農産物の直売所的なものがあつたら、なおいいんじゃないかとよく聞かれますけども、その辺は、直売所関係だと、ただいま中村部長が言われるようなことは当てはまりますか。

○経済環境部長（中村治幸君）

直売所、1つ例に挙げますと、今度、酒々井地先にできましたアウトレットの関係で、住野地先にも、やはり県道沿いにコンビニが今回できます。これにつきましても、ただのコンビニでは通常の除外ということで、今回初めての試みだったわけですが、コンビニの敷地内に農産物の直売所を作るということをもって除外をし、転用を認めていただいた例もございます。

○林 政男君

そうですね。今の答弁のように、ある程度厳しいところは厳しくやって、柔軟に対応できるところは柔軟に対応していかないと、経済の活性化につながらないと思うんですね。TPPの対応の中でも、ただ農地を守ればいいというわけじゃなくて、今の答弁のように、攻めるところは攻めていかなきゃいけないというふうに認識しております。

次に、人手不足、就農人口の減少を補うために農業版の人材センターをJAと共に設立してはどうか。また、併せて外国人研修生の受け入れ機関を設立してはどうかについてお伺いします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

農業の人手不足を補うために、公益財団法人千葉県水産振興公社では、千葉県内の農業求人情報をホームページに公開しており、市内の農業者の方もこの制度を利用し求人を行っております。今後もこの制度を、人手を求める農業者だけではなく、就農を希望する方にも紹介をし、人手不足の解消に努めてまいりたいと考えております。

また、外国人の研修生の受け入れにつきましては、以前 J A いんばにおいて行っておりましたが、平成 22 年に外国人技能実習制度が改正施行され、受け入れ機関に対する規制の強化及び受け入れ先に対する指導・監督体制が強化されたことや、受け入れ農家で研修生に対する宿泊施設の確保や帰国旅費の確保等、帰国担保措置を講ずることが必要とされたことから、平成 22 年以降は実施されておられません。

研修生の中には、技能習得ではなく出稼ぎとして来日する場合なども考えられることから、今後、J A いんば等と慎重に協議してまいりたいと考えております。

○林 政男君

八街市の農業人口も年々減るばかりですけども、人手不足、就農人口がそもそも本当に基本的な問題ですが、なぜこんなに減って、一説に食えないから、自立できないからということもありますけども、農業が細っている原因は何だというふうに認識されていますか。

○経済環境部長（中村治幸君）

人手不足ということにつきましては、やはり、農業の所得に対する不安定さ等に伴いまして、若い方の就農が減っておると。それで全体的に高齢化になっておるということから、人材不足が発生しておるというふうに感じております。

○林 政男君

ある資料によりますと、日本人のいわゆる就業している方の平均年収が一人当たり 409 万円。それに対して、農家の売り上げが、平均ですけども、私の持っている資料では 765 万円ということになっております。だから、一人で 409 万円を平均で稼ぐわけですけども、農家は全体で 765 万円ということですから、厳しさがここに出ているんじゃないかと思えます。

さきに、中央用水の推進事業協議会、茨城の安城地区というところに視察に行きましたけども、ここではほとんど、1 農家に対して 2、3 人の外国人研修生がほとんど入っているんですね。そこの組合長にお聞きしましたら、施設を整備したおかげで年中雇用できるので、そういう外国人の受け入れも可能になったと。さらにお聞きすると、農協がその外国人の受け入れのいろんな資料、先ほど言われたような資料とか、そういうものをつくってくれて、農協を経由して外国人労働者を入れているということでした。そして、労働力不足がなくなったというふうに、その説明でございました。

だから、市が前面に出るのはなかなか難しいと思いますけども、やはり、J A 等を活用して、市が後方からバックアップしてあげて、そういう人材、日本の若者を呼び込むのも 1 つでしょうし、外国人労働者を受け入れる、研修生を受け入れることもその 1 つかなと思うんです。私のこの質問の書き方だと、市が前面に出るといような書き方になっていますけども、私の真意は、J A とかそういう第三者の機関を前に出して、市はまずは後方バックアップといようなことをしたらどうかという意味ですが、その辺を含めて、農業の人材不足について、先ほどの話ですと抽象的でしたので、具体的にはどういう施策をお持ちかをお聞かせください。

○経済環境部長（中村治幸君）

人材不足に関しましてはT P P問題以前の問題でありまして、今、議員さんがおっしゃられましたように、茨城県に非常に外国人が多いということで、これにつきましては、先ほど市長の方からありました、麻生農林部長さんのお話の中にも、千葉県としてもその辺の認識はお持ちでございます。

ただし、今、入管法が変更になりまして、研修制度を利用して外国人労働者を入れて、これが研修目的から労働といいますか、出稼ぎ的な労働になってしまうと。それによって入管法を改正したと。それ以来、八街市では、J Aが行ってございました研修制度は現在行われておらないという経緯がございまして、茨城県につきましても、さきの福島原発の事故等の折にもテレビ等で報道されましたが、研修生等が一斉に帰国してしまったと。

あまり外国人に頼りますと、今言った研修制度期間が終了、あるいは、事故等により帰国等のことになると、農業そのものが成り立たないということで、茨城県の農協の組合長さんもそういうような危機感是非常にお持ちだと。自分のところの農業を潰すのは簡単だと。研修制度がより厳しくなって受け入れられなければ、人材不足は倍以上になるというような危機感はお持ちだというお話もございました。

それら等を含めまして、私どもの方といたしましても、技能研修制度ということが現在あるわけですから、この辺につきましても、県の方とよく情報をいただきながら、先ほど言われましたように、J Aが本来中心になってやるべきということで、この辺はJ Aとの連絡を密にしながら、私どもの方も今後も検討していきたいというふうには考えております。

○林 政男君

今、日本の農業の就労の平均年齢がもう68歳を超えていると。八街は比較的まだ2、3歳若いですが、それにしても、もう68歳です。5年後は皆さんは70歳以上ということになるというふうに統計上は出ております。

そこで、八街はニンジンが約300万ケース以上出ているわけですが、嬭恋村、要するに、川上村ですね。あの辺は外国人労働者を使わないとなかなかやれない状況になってきているんですね。国の政策の中で、就農支援金ということで、月15万円、準備に2年、本科で5年ということは、計7年間出すということになんですけども、この辺は、八街市も幸い8人か何人か、新しく就農してくれるということなんですが、新しく農業をやりたいという人が来た場合には、農地のあっせんにとどまらず、農家に居抜きでもしそこに住めれば、そういう方もあっせんするというような組織も欲しいと思うんですけども、その辺は、農業委員会でしょうか、それとも農政課なんでしょうか、そういう受け入れはどのように考えていますか。

○経済環境部長（中村治幸君）

この辺につきましても、私どもの方としては、農地だけ、今現在、利用集積の関係で登録をしておるわけですが、やはり、新規就農者の方についてはお住まいになる家も必要であると、当然。これにつきましては、農地の周辺にあるのが農業としてはベストだということか

ら、これもJAの方とも相談したのですが、今住むというわけにもなかなかいかないということで、市といたしまして、今後、農地貸し借りの登録をする際に、農家住宅で貸してもいいという方の登録を市で受けまして、できれば、倉庫に寝ております農機具等とあわせて、この登録制度に登録をしていただきまして、新規就農者あるいは規模拡大農家の方に積極的にそちらをあっせんして、市が中に入ってお貸しするというか、お貸しする方にもいろいろな心配事があるでしょうから、その辺の相談に乗りながら、そういう制度を立ち上げていきたいというふうに考えております。

○林 政男君

この件では最後の質問をさせてもらいますね。やはり、一人ではなかなか何もできないので、トラクターをお持ちの方とか、いろいろその辺の長所を活かして、酪農なんかは一部始まっていますが、コントラクター組織、こういうものを立ち上げる。補助制度の中に、コントラクターの支援をするという補助金制度もあります。その辺をやっていると、農家が、個々が孤立していっちゃうんじゃないかというような心配をしているんですけども、コントラクター組織も立ち上げる必要が。お話しはもうしているというふうに聞いているんですけど、立ち上げる段階に来ているんじゃないかと思うんですが、市としてね。その辺はいかがでしょうか。

○経済環境部長（中村治幸君）

コントラクター制度につきましては、多分、前回の一般質問で多分お答えさせていただいたと思うんですが、この制度につきましては、現在、市の方で検討するというのではなくて、そのほかの、先ほど申しましたような、新たな制度を考えながら対応していきたいというふうに現在は進めておるところでございます。

○林 政男君

やっぱり、大規模な農家が住んでいる北海道とか、そういうところはどんどん立ち上がっていて、これは普及センターが中心になってやっているところが多いんですけども、八街市が農業で生きるといふことであれば、その辺の研究もよろしく願いいたします。

次に、職員の能力開発についてお伺いします。

まず、職員の資質向上についての中で、能力開発について伺います。市民の増大するニーズに対処するには職員の増員が一番手っ取り早いですが、現在の八街市の財政事情は、周知のとおり、職員数を大幅に増やすことができない状況であります。したがって、現有職員、新規採用職員の頑張りに期待するしかありません。また、明年有能な幹部職員が大量に退職すると聞いています。ですから、職員の能力開発は待ったなしの状況であります。

そこでお尋ねします。職員の資質向上を図るためにどのような研修制度を実施していますか。また、その成果はいかがですか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

職員の研修につきましては、八街市職員研修規程に沿って、職場において日常の執務を通

じて助言、指導を行う職場研修や、総務課等が主催し庁舎内で行う研修を行っており、そのほかに、職種、階層に求められる多様で高度な専門能力や、特定の分野における高度な業務に対応できる能力を養成するために、他の研修機関が実施する研修の内容に沿った職員を派遣する職場外の研修に参加しております。職場外の研修につきましては、主に印旛郡市広域市町村圏事務組合、また、千葉県自治研修センターが主催する研修に職員を派遣しております。印旛郡市広域市町村圏事務組合が主催する研修では、新規採用職員研修、初級職員研修、中級職員研修など、それぞれの階層で必要とされる実務能力の向上を目指した研修や地方自治制度研修、話し方トレーニング研修など、実務的な研修に参加しております。また、千葉県自治研修センターが主催する研修では、課長研修、課長補佐研修などの管理職の資質向上に向けた研修や税務事務研修、市町村民税研修、滞納整理事務研修など、専門的で実務的な研修に参加しております。

その成果としまして、研修に参加した職員は、復命書により報告するとともに、それぞれの研修で学んだ知識を他の職員と共有し、日々の業務に活かしております。また、千葉県自治研修センターが主催する接遇研修指導者養成研修とJ K E T指導者養成研修に参加した職員は、年度当初に実施しております新規採用職員研修の講師を務めております。

このほかに、平成22年度には、本市において協働のまちづくりを推進するため、職員自らが自主的かつ柔軟な発想等により調査研究を行うことを目的に、八街市協働のまちづくり職員研究会を立ち上げておまして、本年度は、八街市の活性化を図り、将来にわたって市の成長・発展を推進することを目的に、行政職4級以下の若手職員による八街市地域活性化研究会を立ち上げております。このような研究会活動を通して、職員の企画立案、施策提案能力の向上をあわせて目指しております。

また、ここ数年は千葉県への研修生の派遣を行っておりませんでした。今年度、入庁6年目の若手職員1名を派遣しているところでございます。

○林 政男君

さまざまなプログラムが用意されていて大変結構だと思いますけども、今の市長の答弁の中に、平成22年度、協働のまちづくり職員研究会ということで、4級以下の職員で地域活性化研究会ということでもありますけども、これはどのような人数構成、どのような組織になっているのでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

地域活性化研究会の構成でございますけども、先ほど市長が申し上げましたとおり、行政職4級以下の職員で構成をされております。基本的には、私どもも公募をしたのですが、公募による職員が1名、参加を表明した職員が1名おりました。公募による職員は1名でございましたので、各部署の方に推選を依頼しまして職員を募って、合計11名で構成しております。

○林 政男君

大変結構なことだと思いますから、どんどんやっていただきたいと思います。

県の方の行政職の派遣ということで1名派遣したということですが、今後、この辺の派遣する方針というんですか。今後、毎年、例えば1名ずつ、2名ずつ派遣していくとか、それとも、この1名で終わりなのか、その辺の方針についてはいかがでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

これについては、市長もかねがね申し上げているとおり、県とのつながりも含めて、人材育成ということで十分効果のあるところがございますので、市長の方からは継続して派遣研修を続けられるようにということで指示を受けています。

○林 政男君

県の方はそれでいいんですけど、国の方には出さないんですか。

○総務部長（浅羽芳明君）

現在のところは、先ほど議員さんの方からもありましたように、限られた職員数の中であわせて人材育成も図っていかねばならない。通常の業務もやっていかなければいけないということもございます。県の方の派遣の方も考えておりますので、今のところ、国の方までの派遣研修等というところまでは考えておりません。

○林 政男君

職員のレベルアップには、こちらからも出向かなきゃいけないんですけども、やっぱり、県の方からもこちらの方に呼んで、お互いに切磋琢磨してレベルアップを図るのも1つのやり方じゃないかと思うんですが、その辺はいかがですか。すみません。現に小澤副市長はお見えになって、防災の計画については、私の認識では作り上げるのに大変寄与されたというふうに私は認識しているんですけども、そういう情報を活用することによって、お互いにレベルアップすると思うんですね。前回の防災計画から見ると、今回はすごくボリュームもありますし、かなり細かいところにも突っ込んでいるということで、それで、防災課の職員も大変勉強になったのではないかというふうに思いますけど、その辺、県からお呼びする計画はないのでしょうか、もっと。前は5人ぐらいいましたよね、県からは。その辺はいかがでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

そういったようなお考えもおありだとは思いますが。ただ、職員を、要するに内部で登用していくということも非常に大事な話でございますので、そういうところとの調整もごさいます。それから、今回、小澤副市長が県から来ていただいているおかげで、直接こちらに来ていただくということだけではなくて、いろんなパイプといいますか、そういったいろんな交流が行われておりますので、そういった中で私どもも大変勉強させていただいているところでございます。

○林 政男君

ですから、副市長一人だけじゃなくて、もうちょっと呼んだ方がいいんじゃないかと思うんですけども。せっかくそういう貴重な情報とかノウハウを教えていただける方が身近にいられるということは、すごく貴重なことだと思うんですよ、市の職員にとっても。私どもに

とっても同じですけども。ですから、県から副市長一人だけじゃなくて、何人か複数の人間を呼んだ方がいいというふうには私は思っているんですけども、いかがでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

その件につきましては、先ほど私が申し上げたとおり、やはり、市の職員の内部登用ということで自立を図っていかなければいけないということもございますので、その辺は、現在のような形で取り組んでいく中で、県との情報交換とかそういった機会は続けさせていただくということで、現在のところは、職員として、一般職として県の方から派遣をいただくというようなことは考えておりません。

○林 政男君

総務部長の立場だとそういう答弁もあるかと思うんですけど、市長はいかがでしょう。

○市長（北村新司君）

今般、議会の同意を得まして、県から小澤現副市長をお招きして、いろんな面での情報、あるいは、県とのパイプ役ということで、大変頑張ってもらっておるところでございます。今、林議員の申されたことも十分理解しております。今後もそういうことも可能かどうか、内部登用とのバランスも含めまして、ろいろ検討しなければならないというふうに思っております。

あわせて、今、たまたま、前の千葉県の副知事でございました坂本様が総務省の自治大学校長という職につかれました。この大学校につきましては、今までに本市から入校した人は、石原さん、1名しかおりません。しかしながら、研修内容がかなり専門研修課程、あるいは、特別研修課程ということで、修士課程を含めて連携特別研修ということで、大変高度な研修、地方公共団体の幹部となる職員の総合的な政策形成能力を高められる自治大学校の役割は大変高まっているというようなことを聞いております。たまたま、今の高橋渡副知事さんとも私的にも大変ご指導をいただいているところがございますけども、前副知事でありました坂本様にも、種々でいろんな面でのご指導を日頃いただいております。このたび、このような学校に異動し、こういうふうになったというような情報をいただいた中で、こういう学校もあるよ、ぜひ何かの折にはということでお話は承っております。こうしたことも市のスキルアップに通じるものと思ひまして、検討の1つというふうに理解しているところでございます。

○林 政男君

ぜひそういう研修を。職員を、有望な若手を送っていただきたいと思ひます。

そこで、この研修制度、先ほどいろいろお話がありましたけども、じゃあ、具体的に1つお聞きします。

例えば、税務吏員がいて、差し押さえの評価鑑定ですね。これができる人というのは非常に難しいんですね。差し押さえすればいいとかと簡単に言いますが、実際、差し押さえたものの評価をするのは、かなりプロじゃなければできないですね、椅子が幾らとか、何か幾らとか。その辺の研修によってどのような成果が、何人ぐらい誕生したとか、何人ぐら

い増えたとか、そういうことはおわかりですか。

○総務部長（浅羽芳明君）

私どもでは、研修の計画実績ということで、年度ごとにまとめをしておるんですが、その資料を見ますと、まず、これは派遣研修ということになりますが、税に関する基礎知識ということで、相続の基本であるとか、遺産分割であるとか、課税財産と評価であるとか、相続税の計算方法であるとか、こういったところに職員が29名参加をしております。これは平成24年度の実績ということになります。

それから、あと、専門的な研修ということでいきますと、自治研修センターの方で滞納整理事務研修、これがございます。期間的には3日ほどでございますけれども、この研修に納税課の職員が6名、それから、課税課の職員が1名参加をしております。滞納整理ということに限りますと、こういった形での参加をしているところでございます。

○林 政男君

直接的な答えじゃないんですけども、そういう研修に参加しているということですかね。自分も、情報も得る1つの手段として、八街市の公式ホームページなんかを拝見しているんですけども、この中に、こういうのが今度公売に出ますよとか、そういう情報が出るんですが、前よりはかなりそのスピードが上がってきているような気がしますけども、それにしてもまだ少ないんじゃないかと。いろいろお聞きすると、評価できる人が非常に少なく、難しいと。それで、課税課も納税課も全部税務吏員で、国税局並みの権限を持っているわけですよ。だけど、実際、査察とか、そういう具体的などころまでいくと、かなり専門的な知識が要るので、それはなかなか急には育たないと。その辺の育成をどのようにお考えなのかをお聞きしておきます。

○総務部長（浅羽芳明君）

この辺につきましては、実際にその研修を受けてということもあるのですが、実務を重ねる中で、経験の中で養っていくということが非常に大事だろうというふうに思います。

それで、職員にとって、これがいいことかどうかはわかりませんが、税の事務に関しては、どうしても在籍期間が長くなる。それは、やはり専門的な知識を要することになりますので、基本的にはそういった実務の中で経験を積んで、そういった知識、技術を習得していく、養っていくということになるだろうなというふうに思います。

○林 政男君

その辺が大変難しいですよ。同じ箇所はずっととどまるという。でも、とどまらないと覚えられないということもありますから、非常に難しいけど、基本的に、お金をいじる部分というのは、2、3年で普通は国税局なんかはどんどん変わっていきますので、同じところにほとんどいないという部署だと思います。そういう意味で、専門官、危機管理監、そういうものも作らなくちゃいけないというふうになっていますよね、アドバイザーとして。震災とか大規模な災害のときには、そういうアドバイザー的な方の養成というか、そういうものはヘッドハンティングするのか、あるいは、市の職員で育てていくのか、その辺はいかが

ですか。

○総務部長（浅羽芳明君）

危機管理ということですが、ここも非常に専門的な要素があるところではないかなというふうに思います。現在は、防災課の方が、特に危機管理といいますと広い範囲でございますけれども、特に、防災という観点から防災課の方が、災害対策という観点から防災課の方が主眼になるかと思いますが、今年度から防災課の職員を1名増員しております。そこで主幹という職務でございますけれども、危機管理を主にやってもらうような職を与えたつもりでございます。これについても、先ほど申し上げたとおり、かなり専門的な知識を有するというところでございまして、本来であれば、そういった知識を持った方であるとか、現職の方であるとかOBの方であるとか、そういった方の採用ということも考えられるところでございますけれども、現在のところは、内部職員の中で勉強をしていく中でそういった知識を養っていく、養っていただきたいと思いますというふうに考えています。

○林 政男君

この件でもう1点。北口も含めて、今度市が開設されるということなんですけれども、県もそういう制度があって、商業の活性化のアドバイザー、そういう人も人材派遣で来ると。八街市の商業の活性化のトータル的な指令長官というか指示者は、今の組織でいうと、どういうふうになりますか。要するに、駅で、北口で今度市をやりますね。そのほかにもいろいろな活性化を考えていると思うんですけども、その辺の総合的な戦略というのは商工課長になるんですか。それとも経済環境部長かな。その辺はどういうふうな組織になっているんでしょうか。

○経済環境部長（中村治幸君）

たしか、今、議員さんがおっしゃられましたアドバイザーの派遣事業、これにつきましては、県の方で9月でしたか、そういう制度を立ち上げていただいたということで、私どもの方も承知しております。この北口の市に関しましては、今回の事業等を活用してはございませんが、今後、商店街において、専門的なアドバイザーの意見を取り入れて、この地域の活性化という観点から利用したいということで、現在、商工会議所をはじめ商店街の方に、この辺のアドバイザーの活用方法について私どもの方から意見を出して、それで、皆さんの要望があれば、県の事業を活用したいというふうに考えております。

○林 政男君

やはり、それも1つの職員研修だと思うんですね。そういうアドバイザーの方と一緒に議論、ディスカッションする中で自分たちも高まっているということで、ぜひお願いしたいと思います。

次に、②で、財政事情の厳しいときこそ教育にお金をかける必要があります。前途有望な若手職員に思い切って研修、旅をさせることが大事だと思います。国内外を問わず、どんどん職員を派遣したらいかがでしょうか。職員の情熱、そして、何といても、情報収集能力を向上させなければ、八街市の発展はあり得ません。市長の英断を期待いたしますが、いか

がでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

職員の海外派遣研修につきましては、財団法人千葉県市町村振興協会が実施しております市町村職員海外派遣研修事業に職員を派遣しておりましたが、平成18年度以降は、研修参加職員の募集をしたものの、応募者がおりませんでしたので、派遣を行っていない状況でございます。

各部署においては、定員適正化計画により職員数を削減した中で、海外派遣研修など長期の期間に職員を派遣することは大変難しい面があるというのが現状でございます。これからは、国内、海外を問わず多くの研修等に参加することは、広い視野と見識を持った職員を養成し、行政能力の向上を図る上で必要であると認識しておりますので、状況を見ながら検討してまいりたいと考えております。

○林 政男君

どんどん職員は外に出すべきだと思います。やっぱり、他人の飯を食うことも大事だし、あるいは、国内外を問わずいろんなところに行った方がいいと思います。先ほど、市長の方から自治学校の話もありましたけども、東京財団の研修の中では、市町村職員のためのプログラムの研修制度もあります。1年ぐらい、土日というか、通うような仕組みですけども、そういうところにもどんどん派遣していただきたいと思います。

先ほど、平成18年に、海外の振興協会ですか、こちらの方に派遣しようとしたら、職員の応募がなかったというふうなあれですけども、これは、負担金とかそういうものが職員にかなり発生するんですか。具体的には、その辺はどうなっているんですか。

○総務部長（浅羽芳明君）

先ほどお答えしたものにつきましては、千葉県、県の市長会が行っている海外派遣研修ということでございまして、これについては、基本的には市が負担金を支出してということになります。負担金の金額が7万円程度ということで、細かいといえますか、自費で当然支払う部分もございまして、基本的には公費で賄っているというものでございます。

○林 政男君

ちなみに、この7万円は市で負担して、職員が応募をしてこないというか、されないというのはどういう原因だというふうに認識されていますか。

○総務部長（浅羽芳明君）

その辺はなかなか私どももわからないところなんですけれど、それ以前は応募してくる職員がいたという事実から考えますと、なかなか仕事が忙しいというところもあるでしょうし、なかなかそういうところに興味がわかないというところもあります。この辺はなかなか難しいところかなというふうに思いますけど。

○林 政男君

何か参加しにくいセッティングというか条件というか、そういうものがあるんじゃないんですか。もっと簡単に、例えば、帰ってきて、フィードバックじゃないですけど、こういう

論文を出せとか、そういうのはないんですか。何かただこういうのがありますから参加しませんかという仕組みなんですか。それとも、何かノルマがかかっている、それがすごくヘビーというか重いもので、その辺が参加しない理由なんですかね。基本的に顎足付きといいますが、食事から全部ついていて7万円ということであれば、多分ほかの市長会が負担していて、7万円で多分研修に行けると思うんですけども、そんなに悪い話じゃないと思うんですが、なぜでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

先ほど申し上げたとおり、原因はわかりませんが、内容がヘビーだというような話がありますが、基本的には公費で行くわけですから、帰ってきてからの報告義務であるとか、結果報告書の作成、あるいは、そのフィードバックというようなところは当然だと思います。ですから、それに負担があるから行かないというようなことはないというふうに理解しています。

それから、公募をし始めたのが実は最初からではなくて、最初は、こちら側から職員に行きませんかというような勧誘をした中で派遣をしておったところですけども、こういう研修については、自主的、自己啓発的なものも含めて、意欲を持って行っていただきたいということで、それで公募をしたと。公募にあたっては、当然、公募のための選考試験のようなものがございまして、そういったものにかかる時間というものも結構制約があるというようなことも含めて、なかなか参加しづらくなったのかなというふうには思います。

○林 政男君

この中に、公募で派遣された方はいらっしゃるんですか。

○総務部長（浅羽芳明君）

はい、おります。

○林 政男君

その方の感想を聞かせてください。こちらは誰が行ったかわからないので、行った方がいるという話ですから、その方に感想を聞かせていただきたいです。

○経済環境部長（中村治幸君）

過去に海外研修に行かせていただきましたけども、その感想ということで、私が行かせていただいたのは平成4年、今から20年ほど前になる話でございます。研修内容につきましては、ヨーロッパへ行かせていただいたわけですが、日々毎日の研修等で、移動が5カ国ということで、かなり大変な思いをしました。

ただ、研修内容につきましては、当時期、ごみの問題ですとか環境問題等、いろいろ見させていただきましたが、これが実際に八街市に合うのかということになると、これは、知識の分野としては広い知識を得られたということで、非常に参考になりました。

ただ、帰ってまいりましてから一番よかったのは、やはり、千葉県じゅうの職員の方と、ほぼ同年代の方と、要は10日間一緒にいたということで、各市の情報を得やすくなったという、別の私としての利益も非常にあったと。

研修内容につきましては、その当時の私の知識と大きく違って、その後、非常に私の知識の中では大きくなったというふうには自分で考えております。

○林 政男君

やはり、行かないとだめですね。こんなに立派に、今、答弁されております。

ちなみに、この研修制度の募集というのはいつから始まるんですか。今年はまだ終わりなんでしょうか。これからですか。それとも明年度ですか。こういう研修制度がまだ存続しているとすれば。

○総務部長（浅羽芳明君）

申し訳ありません。制度自体は存続しておるんですが、その時期的なものは、今、手元に資料がございません。申し訳ありません。

○林 政男君

ぜひ、若いうちに八街の職員を海外、国内問わずどんどん出させていただきたいと思います。必ずためになると思います。

最後に、街づくりについてお伺いします。緑のマスタープランについてお伺いします。

まず、八街市が平成9年度に策定した緑の基本計画、緑のマスタープランによれば、その中に、「大地震に備えて塀の生け垣化の推進を図って、通勤・通学の人命を守る。また、都市公園も整備を図って、市民の憩いの場を提供する。保存すべき街路樹等については維持管理を図る」と述べておりますけれども、厳しい財政事情の中ですが、現在、この緑の基本計画が存在しているとすれば、今後の施策の展開はどのようになるのでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

従前の緑のマスタープランは、現在、都市緑化推進計画と統合し、緑の基本計画となっております。公園や緑地は市民の憩いの場であるとともに、環境保全や避難場所などさまざまな機能を持ち、快適なまちづくりに欠かせないものであると位置付けされております。

本市では、市民一人あたりの市公園面積が0.74平方メートルと数値が低いことから、公園や憩いの場の不足が指摘されており、自然を活かした整備を進めていく必要がありますが、財政状況が大変厳しいことから、現在、緑化道路や谷津の水路、調整池、及び、道路を活用しての水と緑の整備を行うことは困難な状況であると考えております。今後は、地域住民やボランティア団体などと連携を図りながら、市民参加型の公園等の維持管理を取り入れた緑化活動が進められるよう検討してまいりたいと考えております。

また、本市の表彰制度の中で、過去に、市表彰規定に基づき、市の花いっぱい運動に協力された団体や個人に、市の環境美化、緑地推進に貢献されたとして、表彰を行っておるところでございます。また、昨年度は、千葉黎明高校様に対しても、けやきの森公園内に年間を通して花のプランターの入れかえをしていただき、利用者に安らぎを与え、憩いの場所として充実が図られたことに対して、感謝状を贈呈したところでございます。市といたしましても、今後、緑化に貢献した個人、団体等に対しての緑化意識の向上につながる表彰制度の充

実も図ってまいりたいと考えております。

○林 政男君

まず、今、表彰制度のお話がありました。具体的には来年度から実施できますか。

○建設部長（糸久博之君）

現在、既に表彰制度は実施しております。また、緑化に関しましては、緑化の推進につながる意味のまた別の検討をしていきたい、内容について検討してまいりたいと考えております。

○林 政男君

緑のマスプラ、あるいは、基本計画もそうですけども、震災時に、子どもたちが通学しているときに、万が一のときに塀が倒れてきたら困るということで、このマスプラの中では、生け垣化を図ると。地震等でも倒壊のない垣根をつくったらどうかというような提案をなされていますけども、その辺は生きていますか。

○建設部長（糸久博之君）

確かに、地震時の安全上、ブロック塀から生け垣に変えていく、そういったことで補助金等を出している市町村もあると思いますが、今現在の状況では、なかなかそういった踏み込んで生け垣を推進していくというところまでは至っておりません。

○林 政男君

平成17年の市長答弁、質問したのは日本共産党の丸山わき子さんですけども、そういう垣根はどうなっているんですかというような質問をされておりまして、そのときの市長答弁は、やりたいんだけど、今、お金がない、財政が許さないの。でも、そういう方向では検討しますというような答弁でございました。平成17年ですが、そういう答弁があったのです。それで、そのままになっているということで、いずれはやるというふうな解釈でよろしいんですか。

○建設部長（糸久博之君）

今この場で、現時点では、いずれやるとかという形ではちょっと申し上げられませんが、安全上はいい方策であると考えております。

○林 政男君

せめて検討しますぐらいは言っていただけないと、話が全然、平成17年で止まったままになってしまいますから。厳しい財政事情はよく知っていますから、これはやっぱり検討しますぐらいは言っていたかかないと話が進まないのですけど、いかがですか。

○建設部長（糸久博之君）

今現在は、リフォーム等の補助金等も実施しておりますので、それが終わりましたら、そういうことも検討してまいりたいと考えております。

○林 政男君

ありがとうございます。

今、八街市の大規模な公園の中でけやきの森公園というのがありますけども、副次核で、

榎戸にも都市公園というか、そういうものを作る予定になっております。この辺の進展具合はいかがでしょうか。

○建設部長（糸久博之君）

榎戸の公園につきましては、全体で計画面積が約1万7千平方メートルを計画しております。そのうち、今現在、市が所有している面積につきましては、約40パーセントにあたります6千700平米ほどでございます。残りにつきましては1万平米強でございます、3人の方が所有しております。平成20年度に3地権者に対しまして用地等の交渉をいたしましたが、了承に至らず、現在は凍結状況になっております。今年になりまして、地権者のお一人から用地買収に応じる意思表示がありましたので、来年度以降、用地取得に向けて準備を進めてまいりたいと考えております。

○林 政男君

なかなか用地取得というのは難しいですよ、相手のあることです。でも、今のお話ですと、地権者の方からお申し出があって、用地買収に向けて進み始めたということもございますけども、やはり、今の整備のあれというのは、何でも金をかければいいというものじゃなくて、ボランティアだとかNPOを活用して整備をしていけば、コンクリートをすぐ打ち込むわけじゃないので、お金というか、整備費用にそんなにお金がかからないというふうに認識しますけども、榎戸の公園については、大きくくくるとどんな感じで整備しようというふうに考えておりますか。

○建設部長（糸久博之君）

現在のところはこういった形という構想まではできませんが、これからは、経費のかからずということで、自然を利用した、今、あそこの山林は木がたくさん立っているわけですが、自然的な公園がふさわしいのではないかと考えております。

○林 政男君

最後に、先ほどの休耕地とも関係するんですけども、千葉市等は、田園、里山を守るということで、緑のマスプラにも里山を守ると書いてあるんですが、例えば、砂地区のカタクリとか、あるいは、吉田地区の休耕田とか、この辺、センターに一本道を作る。それをただ整備するだけで千葉市なんかはやっているんですね。千葉市の場合だと、平米10円を地権者にお支払いして借り上げて、そして整備をするという手法です。八街市はじゃあどうかというと、やっぱり財政的に厳しいので、固定資産税を減免するというような方法でその土地をある程度お借りしていけば何とかなるんじゃないかと思えますけども、残された自然を大事にしながら里山公園的なものを作ると。一部、小谷流地先でも、NPOの方がやっていらっしゃいますけども、やっぱり、市としても重い腰を上げて、休耕地といいますか、遊休地とかそういうものを活用されて、できるだけ自然のままの公園をつくっていくというか、保全していった方がいいんじゃないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○建設部長（糸久博之君）

里山ということございまして、担当部署が建設する部分とは別といたしまして、そうい

った自然を活かした経費のかからないことは、今後、緑を保全していく上では非常に重要であると考えております。

○林 政男君

この問題は、私の質問だけじゃなくて、かなりいろんな議員の方が質問しています。そのとき、ほとんど答えが検討しますということでございました。それで、八街市の緑のマスプラ、基本計画の方はちょっとわかりませんが、マスプラの中では、農地も緑に換算しているんですね。ですから、八街市は緑がすごくあるというふうに入っているんですけども、農家の人の考え方と八街に引っ越してきた方、新しく八街に来られた方々からすると、公園が少ないとよく言われます。子どもや孫を連れて遊びに行けるところが意外とないという。でも、今、市の財政からいくと、そういうしっかりした都市公園を作るだけの財源支出はできないわけですから、できるだけ自然のままの里山を保全して、せめてトイレと駐車場を作るぐらいの程度で、そこをそっくり保全していくというような手法をとれば、何とか八街でも、子どもや孫を連れて散歩できる道路というか、そういう場所ができるんじゃないかというふうに考えているんですけども、いかがでしょうか。

○建設部長（糸久博之君）

確かに、林議員のおっしゃるとおり、里山、自然を利用して経費をかけずにということと、また、緑というものは生活していく上で必要なものでございます。そういった整備の手法については、今現在に実施していくとは申し上げられませんが、非常に重要であると認識しております。

○林 政男君

市民の方から非常にこの緑に対する要求、デマンドがすごい強いんですね。農地も緑の中に入ると思いますが、一般の市民の方から見ると、何か公園的なものを八街市に整備していただきたいというようなお話をよく聞きます。その辺、市長はどのように。そういう声はお聞きになりませんか。あるいは、どのようなお考えをお持ちでしょうか。

○市長（北村新司君）

緑の基本計画ということでございますけども、市といたしましても、緑の基本計画の趣旨にとどめまして、先ほど担当よりお話がございましたが、まず1点目でございますけども、榎戸駅の、仮称でございますが、泉台近隣公園整備ということで、来年以降、地主様からいろいろなお話がございましたので、用地取得に向けて準備を進めてまいりたいと、まず1点目はそのとおりでございます。

もう2点ほどございますが、これは民間活力を活かしていただきたいというふうに思っておりますけども、ユニマツさんにバーディークラブのゴルフ場の経営を行っていただいておりますが、その中に農産物直売所及び里山体験施設を作るというようなお話も伺っております。こうしたことも、民間活力でございまして、市民が憩うことができる場所であるというふうに思っております。

そして、もう1点でございますが、これは、NPOエコやちまたが今、小谷流地区で進め

ております里山整備でございますけども、これも大分進んでおります。

こうして、市民か憩える里山整備も、民間あるいはNPO、市民の皆様のお力をいただきながら、自然公園的な市民が一時癒すことができる場所の提供に努力されている方々も大変おられます。市といたしましても、側面から協力しながら、市民の憩いの場を作る支援をしてまいりたいというふうに思っております。

○林 政男君

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中田眞司君）

以上でやちまた21、林政男議員の代表質問を終了します。

次に、代表質問に対する関連質問を許します。関連質問はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中田眞司君）

関連質問がありませんので、これで関連質問を終了します。

会議中でありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

（休憩 午後 2時28分）

（再開 午後 2時40分）

○議長（中田眞司君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日本共産党、右山正美議員の代表質問を許します。

○右山正美君

日本共産党の右山正美です。私は、国が進めようとする社会保障制度推進法について、次に、公契約条例実施で地域経済活性化をしていこうという問題、そして、3点目に、高齢者が安心して暮らせる街にということで、3項目について質問をしていきたいと思っております。どうぞよろしく願いをいたします。

さて、1点目の社会保障制度推進法についてであります。

昨年夏に民主党、自民党、公明党の3党合意によって強行採決された社会保障・税の一体改革関連法、これは、私、昨年夏は国会の中にいまして、傍聴できませんでしたが、その行方を固唾を飲んで見守ってきたわけでありまして。その関連法の中で、今、政府、国民会議は、震災復興も進まぬ中で、国民生活と医療、介護をはじめとした社会保障制度切り捨てをいよいよ進めるとしているわけでありまして。

この推進法の最大の目的は、社会保障に対する徹底した公費の削減であります。公費の削減は、医療や介護、年金など、国民が払う保険料や個人の負担増になってはね返るわけでありまして。そして、保険料や自己負担の値上りを抑えたければ、社会保障の給付を一層削るということになるわけでありまして。1990年代以降繰り返されてきた社会保障制度の改悪の総仕上げの指令書とも言えるこの内容が、この推進法であると言わざるを得ません。マス

コミもその内容を詳しく報道することがなく、その危険性はほとんど知られていないというのが事実であるわけであります。

それで、市長にまず1点目にお伺いするわけですが、この国の進める社会保障の切り捨てについて伺うわけですが、小泉構造改革以来、「自己責任」「自立・自助」が進められ、さらに公費削減を進めるとしているのですが、推進法で進められることは生活保護に象徴される徹底した給付の切り下げであり、社会保障の破壊であります。保険の効かない医療や薬が増やされ、介護もますます使えないものになります。年金もカットに次ぐカット。削られる国民の命と暮らしであると言わざるを得ないわけであります。市民の生活が本当に大変になってくることは、もう火を見るより明らかになってくるわけですが、こういった実態を、市長の考え、見解をまず最初に伺いたいと思います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

清家篤慶應義塾長が会長を務め、15名の有識者で構成されます社会保障制度改革国民会議は去る8月6日、「確かな社会保障を将来世代に伝えるための道筋」と題する最終報告書を内閣総理大臣宛てに提出しました。報告書の冒頭、「世界に類を見ない少子高齢化社会を迎える中、日本がこれまで築き上げてきたすばらしい社会保障制度を将来世代に伝えていくことが必要であり、そのためにも主要な財源としての消費税収の確保、能力に応じた負担の仕組みの整備、社会保障を必要としている人たちにしっかりと給付される改革を行うことなど、これらの課題に対応した社会保障制度の改革が必要である。」と記されております。

これを受け、全国市長会は、少子化対策、国民健康保険をはじめとする医療保険制度、介護保険制度等について、自治体等の意見を踏まえ、一定の改革が示されたことを評価するとした上で、とりわけ、積年の課題でありました国民健康保険の運営主体の移行について抜本的な改革の方向が示されたことは画期的であり、高く評価するとした声明を発表しました。さらに加えて、改革を推進するにあたっては、社会保障の現場を担っている基礎自治体と丁寧な協議をし、その意見を確実に反映することを求めるものとしております。

私自身、改革の推進にあたっては、市民生活の実情を十分把握いただくとともに、基礎自治体の意見にも耳を傾けていただいた上で、国民の誰もが納得できる改革として実施されるよう切に願うものであり、引き続き市長会などを通じた要望活動を行ってまいりたいと考えております。

○右山正美君

今、答弁をいただきました。その中で、主要な財源として、消費税収の確保と、このように答弁されたわけであります。しかし、社会保障制度推進法においては、消費税を引き上げて社会保障のために使うんだと言っておきながら、この推進法では全くそういった影も形もないわけであります。消費税は際限なく引き上げられて、そういった社会保障制度には回さない、これが推進法の狙いであり、公費削減を第一目的としたものであることは間違いないわけであります。

これまでも、消費税を上げられて、そのために法人税3法案のそういったものにほとんどに使われているということが現実問題であります。今、そうじゃないでしょうと言ったけど、そうじゃないことじゃないですよ。消費税がみんなそういう具合に。だって、推進法についてどうということなのか。全く国民の負担増だけが進められるということが明白な中身なんです。

ですから、そのスケジュール表もちゃんと新聞報道でも出ています。介護、医療、年金、保育の全面改悪、プログラム法案、閣議決定。介護は、平成14年まで社会保障審議会で議論、2014年度、法案提出。医療費も2014年度に実施。これはもう法改正済みで、1割から2割負担。医療改悪、国保の広域化、後で論議しますけど、こういった問題。年金も保育も全て自助・共助で進めていくということが明白になっているのが推進法であります。

消費税を上げて最低保障年金制度などに使っていくと、このように言っていたことも棚上げであります。それで、年金カット2.5パーセント、今年の10月からカットが始まりますが、3年間に限って年金を2.5パーセントカットしていく、こういったことももう確実にやられるわけであります。

少子化対策では、八街市では待機者は4人というふうに社保協キャラバンの中でも言っておりましたが、これは、保育所に入れない、諦めている人たちもいらっしゃるわけで、実態像はつかめないんですよ、正直言って。もっとも私は待機者もあると思いますけど、それが問題じゃなくて、やはり、こういった人たちの待たなしの支援が、推進法では、子育ても財源は全て消費税増税を使うと言っているんですよ。国の責任、公的責任を縮小していく。保育所の基準を地方ごとに自由化して、保育所運営は株式会社でもオーケーだということで、保育所の入所も役所なんかを通さなくて直接契約をしていくという、子育ても企業のもうけの場にしようというのが推進法の中身であります。こういったことをどンドンやれば、これはもう、貧富の差が拡大するのは間違いのないことで、市民生活が大変厳しくなっている現状があるわけであります。

さらに、この推進法は、国民、市民をいじめ抜いていく、負担を増大させていくということでは、この八街市でもそうですけど、税収の問題、年収の問題、そういったものを見ても、確実にこれは大変なことになってくるということが、もう目に見えているのではないかと思います。再度市長にお伺いいたしますけど、そういった全体的な問題で、市長は、自分たちの八街市民、こういった方々を守っていくという責任、任務があるわけですので、そういった問題で大変だなということになってくるわけですが、そういった問題で市長はどのように考えているのか、再度お伺いをいたします。

○市長（北村新司君）

先ほど、右山議員様より、消費増税の問題、るるお話がございましたけども、まだ最終的には安倍総理が、時期的にははっきりわかりませんが、最終決断をするというふうに報道等でうたっておりますが、社会保障制度改革という中で、私ども社会保障の現場を担っている基礎自治体といたしましても、丁寧にその意見を反映していただくことがまず第1点でござ

いまして、市民生活を十分把握していただく中で、基礎自治体にも耳を傾けていただく上に、誰もが納得できる改革を実施できるよう願っておるところでございまして、先ほども答弁いたしましたことが、こうしたことを念頭に市長会でも発言してまいりたいと、このように思っております。

○右山正美君

年金の問題では、2.5パーセントが10月からカットされていくわけですけど、やはり、多くの国民がこのままでは我慢できないということで、行政不服審査請求を出しております。これは、全国的な運動として、今、不服審査請求をやっているわけで、これは大変なことになってくると思います。

また、子どもの問題で言いましたけど、子どもたちが最も利用したい保育サービスの種類というものは、公立、私立、そして、民間保育所など、こういったものが頭でずっと出てきているわけでありまして、世界の子育て給付支出の部分に目を向けてみますと、日本は一番下で、イタリアとかドイツ、イギリス、フランス、スウェーデンというのは、子どもたちに対して手厚く、日本の2倍以上手厚くやっているわけですね。貧困の度合いも、200万円以下の世帯が全国的に増えている中、やはり八街市でも200万円以下の市民が約7割に近いということがあれば、こういった負担増で進めていけば途端に困ってくるということは、もう間違いのないことであるわけでありまして。介護とか保険料の滞納やそういったものがどんどん、また、市民税とか、そういったものも含めて多くなってくるというのは、間違いのない事実だと私は思います。

次に、介護保険制度の改悪についてもお伺いいたします。

推進法は、介護などの分野で、効率化とか重点化とか適正化の名のもとに、サービスの切り下げや負担増、保険外しを進めていこうという方向性であります。特に、要支援1、2の方は、この介護保険から締め出しをして、市町村の独自事業に移す案になっているというところであります。新聞報道でも、後で言いますけど、特別養護老人ホームに入るのは、介護度3からとか、入れないとか、そういったこともありますけど、市町村の要支援1、2の人たちがまず最初に介護保険から外される、サービスから外される、こういったことになるわけですけど、市町村に移すということで、その見解と、こういった計画について、まず伺いたいと思いますが、その辺についてはどうでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

社会保障制度改革国民会議において審議されております社会保障改革の審議結果を受け、政府は、消費増税に伴う社会保障改革の手順を示すプログラム法案の骨子を閣議決定したところでございます。このプログラム法案の骨子は、医療・介護が中心で、介護保険制度の改革では、要介護度の低い要支援向けサービスの市町村事業への段階的な移管と、所得が一定以上の利用者の自己負担を1割から引き上げる見直しなどが新聞等で報道されておりますが、明確な改正案等はいまだ国から示されておられません。

本市といたしましては、今後とも国の動向に注視しながら、要支援向けサービスを介護保険制度から市町村事業に移した場合、市町村の財政状況が厳しく、NPOやボランティアなどの受け皿が地域に十分でない場合にはサービスの質の低下が懸念され、住んでいる市町村により利用できるサービスに格差が生じるおそれがあることから、要介護度の低い方も安心して介護サービスの提供を受けることができるよう配慮してまいりたいと考えています。

○右山正美君

サービスが受けられない人にも配慮していくのですか。そう考えているのね。

ちょっと担当課にお伺いします。先ほどの市長答弁がありましたけど、市町村の独自事業となった場合に、このまま果たしてやっていけるのかどうか。この法案では、まだ決まっていないどのこのと。社保審でも議論されて、2014年度、来年度にはもう法案化されるんですよ、現実問題として。そのときになった場合に、ちゃんと市町村で要介護1、2の人たちは、要介護1、2というのは、お掃除とか買い物とかそういったものが、今まで必要な人たちが受けられなくなるというのが現実問題になってくるんですよ。そういった場合に、市町村独自で、先ほど言いましたとおり、市長が答弁で言ったとおり、NPOとかそういった人たちを使ってやるというのですけど、それだって、財源がなかったらだめだと思うんですけれどね。それで、市町村に移譲となった場合に、このままやっていけるのかどうか。まずそれだけ、担当課。

○高齢者福祉課長（宮崎 充君）

まず、要支援1、2の方々につきましては、社会保障審議会の介護保険部会を開きまして議論をしておるといような状況でございますが、実際、このサービス移行につきましては、2015年から希望する市町村へ移行と。2017年度中に完了する方針ということで、今日、新聞報道されておりましたが、やはり、要支援の方々に対しましても、市町村に移行された場合でも、できる限りサービスを提供していかなければならないというふうには思っております。

○右山正美君

これは社会保障審議会介護保険部会の委員の方であります。全国の認知症の人と家族の会の代表理事の方ですけど、全国110万人を超える要支援の人たちが、介護保険から外されたらどうなるか。市町村が本当にやれるか。とんでもないという感触です。NPOやボランティアを活用すると言いますが、どこにそんな人がいるんでしょうか。これが実直の問題ですよ。体制がなかったら、こういったことでNPOとかボランティアはできないわけですよ、現実問題。それさえ、先ほど言いましたけど、やっぱり金がかかるということになってくるわけですが、私は、国に財源確保のために求めていく必要があると考えておりますけど、その辺についてはどうですか。

○高齢者福祉課長（宮崎 充君）

これからの高齢化社会というものを支える仕組みといたしましては、この介護保険制度は極めて重要であるということでございますが、それと同時に、利用者の方が増加する一方で、

財源の確保が困難になるという状況になるかと思えます。今後、介護保険財政についてはますます深刻な状況になるものと思われませんが、この状況下の中でも高齢者の方が安心して利用できる制度にするためには、国の責任を明確化するとともに、公費の負担を大幅に増やし、国の制度として財政措置を含めた対策を講じること等を、引き続きまして国に要望してまいりたいというふうに考えております。

○右山正美君

私は、ぜひそうやってもらいたいと思えます。これは、1つの市町村で本当にやっていけるかという、実際問題、できない問題なんですよ、やっぱり。NPO、ボランティアと言いましたけど、これはなかなか、そこまで組織体制ができているところはそんなになんていはずですから、ぜひ国に財源を求めていってもらいたい。

介護保険は、そういった要支援1、2の人の除外だけではないわけでありまして。一定所得以上の人の利用料を1割から2割にする、加えて、要支援者へのサービスのうち、予防効果のないもの、これは生活援助を、掃除とか、先ほど言った調理とか、そういったものを保険から外すことも掲げられておりますし、また、特養ホームなどの相部屋の居住費を8千円引き上げるとか、必要なサービスがますます受けにくくなるということも危惧されているわけでありまして。

また、先ほど言いましたけど、特養ホームは要介護3からしか利用できなくなるという問題。また、介護保険をやるときにケアプラン、介護計画を立てるわけですけど、こういったケアプランも有料にしていく。今は無料ですけど、保険で賄っていますが、ケアプランも自費で進めていくということも挙げられているわけでありまして。

もう1つは、資産を持つ低所得者の施設利用料を死後精算することも検討されており、介護の必要な高齢者を支える家族が、施設入所のために借金を負わされ、居住用資産まで取り上げられかねないということまであるわけでありまして。まさしく推進法が進める介護保険、介護から今でもなかなか特養に入れられない人たちがいっぱいいるのに、さらにその追い出しをかけるということになるわけでありまして。

次に、推進法が進める医療改悪について伺いたいと思えます。

お金のある・なしにかかわらず平等に医療が受けられる「国民皆保険の堅持」の言葉が推進法から消されました。保険料が払えない人は、公的保険から排除するとともに、医療保険のきく範囲を狭めて、保険以外の療養は自己負担でという混合診療の解禁も示唆されております。公的保険の使えない治療や薬に対しては、民間の保険が医療の現物給付を提供できる新たな保険商品を検討しているわけでありまして。

医療改悪に対して、まず最初に、市長の見解を伺いたいと思えます。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

社会保障制度改革国民会議の報告書の中で、医療制度については、超高齢社会に対応できる医療を整備するとして、現在暫定的に1割となっている70歳から74歳の医療費の窓口

自己負担を2割にすることや、高額療養費に係る自己負担限度額については、より負担能力に応じたものに改めるとしています。また、国民健康保険の財政基盤を安定化させるため、国保運営を都道府県が担うことを基本とするとしております。さらに、保険料については、低所得者への軽減措置を拡大し、高所得者は引き上げるものとしています。政府は、この骨子をもとにプログラム法案を取りまとめ、秋の臨時国会に提出するとしております。今後、改革内容を具体化する作業は厚生労働省の社会保障審議会へステージが移っていくこととなりますが、ご質問にある保険料が払えない人の公的保険からの排除や混合診療の解禁の示唆、民間保険の医療現物給付というようなことにつきましては、現時点では何も示されておらず、この審議会の議論等を通して細部が明らかになってくるものと思われまゝ。したがって、市といたしましては、このような国の動向を注視して対応をしてまいりたいと考えております。

○右山正美君

国の動向を注視してということですが、国と一緒にこの悪政を敷いてはいけなないと私は思います。やはり、この医療改悪は、医療から市民、国民を遠ざけていくと。もちろん、大上段には公費削減ということがあるわけですが、さらに具体的に言いますと、これは先ほどスケジュールの中でも言いましたが、来年度にも、70歳から74歳の窓口負担が1割から2割負担になるんです、現実的にね。年金は減る一方で医療費は倍になると、こういうことは許せるわけではないわけでありまゝ。

それから、3割負担である窓口負担が、今度は、我々も3割負担なんですけど、これが100円程度、行くたびに100円上乗せ、こうなってくるわけだ。病院にかかっている高齢者の方々は、1カ月に1回とかそういうのではなくて、何回も行かれる。行くたびに100円上乗せですから、高齢者、重病患者ほど負担が重くなって、これは、そうなりますと、受診抑制ということにつながりかねないわけでありまゝ。

それから、風邪とか、軽い疾病として、保険給付からこれを外していく。医療費が一定額以下では保険給付をしない保険免責制度の導入が検討されているわけでありまゝ。もちろん、風邪薬や湿布・漢方は自己負担、保険給付から外されることになりまゝ。

市区町村が運営する国保を都道府県単位にまとめて、国や市町村が行っている財政負担を大幅に削る。削られた分は国保税の値上がり招くわけでありまゝ。今でも高過ぎる保険税がさらに苛酷なものになり、保険料を払わなければ国保から追い出す。これが推進法の中身でありまゝ。

先ほど、市長答弁の中で、市長は、国民保険の運営主体の移行について抜本的な改革の方向が示されたことは画期的であり、高く評価すると声明を発表しましたと、全国市長会がこのように答弁されました。八街市長もそのようにお考えなのでしょうか、どうか。まず最初に、その辺を伺いたいと思います。

○市長（北村新司君）

先ほどご答弁申し上げましたが、社会保障制度国民会議の最終報告書に記載されました国

民健康保険事業の改革につきましては、全国市長会でも高く評価する旨の声明が出されております。実施に向けた詳細につきましては、今後国において詰めていただくこととなりますが、社会保障の現場を担っている基礎自治体の意見を確実に反映いただき、特に、保険料の設定につきましては市民生活に配慮をいただくように願うものであり、引き続き市長会で要望あるいは発言してまいりたいというふうに考えております。

○右山正美君

それで、担当課の話も聞きたいんですけど、ちょっと時間が、配分がだめで。八街市の保険税、給与水準300万円、年間所得192万円、片働きで40代夫婦、子ども二人の世帯で、国保税合計は33万4千100円。所得に占める国保の割合は17.4パーセント、結構高いんですね。真ん中ぐらいかな、町村を入れてね。平成23年度は法的外繰入はなかったわけです。平成24年度、これで平準化した場合に、54市町村のものを全部合計しまして、これで割りましたが、33万455円ですよ。あまり変わらないんですよ。保険料が市町村、都道府県に移行した場合に、平準化されて、かえって保険料が上がって、市民負担が増えてくるということにもなるなというふうに計算したんですね。ただ、事務事業は自治体でやるんですよ。八街市でやるんですよ。じゃあ、何があるのかといたら、保険料を独自に八街市が上げなくていいということです。県で引き上げますから。だから、かえって中身を見ると、やっぱり保険税だけが上がって、これは大変なことになっていく。後期高齢者医療制度と全く同じようなあれになってくるということをおっしゃるを得ません。

また、建設国保、同業同種で運営をしている国保組合は、自前の国保として、集団健診や職業病対策などに取り組んできているわけですが、これらの国保に対する補助金の大幅削減も狙っているわけであります。これでは、医療にかかれない市民が増加して、納められない保険料や医療費の増大が目に見えてきているわけであります。行政としても、これは成り立たなくなってくるということをおっしゃるを得ないわけであります。

国の定める社会保障制度推進法は、国民への負担とサービス削減が貫かれたものであり、到底受け入れられないものであり、やはり、国にしっかりと意見を上げる必要があると思いますが、市長のご意見を伺いたいと思います。

○市長（北村新司君）

私は千葉県市長会の一会員でございますけども、そうした会合がありました席には、社会保障の現場を担っている基礎自治体の意見を、先ほども申し上げましたが、反映していただくとともに、保険料設定につきましては市民生活に配慮していただくよう、常々発言してまいりたいというふうに思っております。

○右山正美君

ぜひよろしくお願いいいたします。絶対やっぱり、介護保険もそうですし、国保の現場もそうですし、これは介護保険、高齢者の皆さんと一緒に、窓口はやっていく。国保の関係でも、保険料とか、そういった納められない人たちの対応とか、そういった相談とか、いろいろ現場は大変なんですよ。これは、この推進法で保険料とかそういったものが上がったら、今で

も大変なのに、目に見えて大変になってくるというわけですから、しっかりと財源は国に求めていく必要がありますので、ぜひそういった意見も市長会も通じて、この間、安倍総理とかと会ったときになかなか言えなかったかもしれませんが、ぜひ機会あるごとに県に、国に意見を上げていってもらいたいと、このように思います。

次に、2点目の公契約条例で、地域経済活性化の問題についてお伺いいたします。

建設労働者の暮らしを守るために、これは公共工事・物品の調達・委託や指定管理・PFI（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律）など、公契約の現場では、公共サービスの劣化と従事する労働者の低賃金化が、今現在、もう進行しておりますし、関係する労働者の賃金・労働条件の悪化と雇用の不安定化がサービスの劣化をもたらすということです。適正化のかなめは、労働条項による、末端の労働現場の賃金・労働条件の改善にあり、そのために、労働条項を含めた契約上のルールを明確にすることが大事ではないかと、そのように考えております。

そこでお伺いいたしますが、住民の税金を使う公的事业で利益を得ている企業は、労働者に人間らしい労働条件を保障すべきであり、発注者の公的機関はそれを確保するための責任を負っていると思いますが、これまでどのような指導がなされたのか、まず最初に伺いたいと思います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

技能労働者等への賃金水準の確保につきましては、平成25年度公共工事設計労務単価が昨年度に比べ大幅に引き上げられるとともに、平成25年3月29日付で、国土交通省土地・建設産業局長から、建設業の団体の長宛てに要請通知が発出されております。これを受け、本市におきましても、先月からホームページで周知をしたところでございます。また、8月19日入札分からの落札業者に対しまして、自らが雇用する技能労働者への適切な賃金水準の確保とともに、適切な価格による下請契約の締結をお願いし、加えて、下請企業に対し、技能労働者への適切な水準の賃金の支払いを要請するようお願いしているところでございます。

○右山正美君

一定の技能労働者への賃金水準の確保ということでは、事業者に対して指導してきたということでもあります。これは、引き続きそういったことも明記して、入札の関係とかそういった関係もありますけど、その中にはそういった条項とか、こういった明記をちゃんとしっかりと入れて、労働者の賃金、これを確保するということが、労働条件の改善もそうですが、そういったことが大変重要であると、こういうふうに認識しております。そういった指導を今後とも強化していただきたいというふうに思います。

そこで、千葉県では野田市が最初に条例制定を行ったわけですが、公契約条例ですね。やっぱり、労働者の賃金、労働条件の改善にあたって、こういった公契約条例を制定していく必要がありますが、これまでも、我が党の丸山議員が3月議会で求めてきたわけですけど、

検討していくということですが、これはどのようになったのか。その辺についてはどうでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

公契約条例の制定につきましては、平成25年3月議会におきまして日本共産党、丸山わかき子議員の一般質問でお答えしたとおり、国の見解を整理するとともに、今後の動向を注視しながら、既に公契約条例を制定している、先ほど右山議員からもご指摘がありました、千葉県では野田市様が行っておりますけれども、他の自治体の導入から運用に至るまでの経緯及び問題点等を調査研究してまいりたいというふうに思っております。

○右山正美君

調査研究というのはいつも、前回もそうだったんですが、この条例の基礎になっているのは、住民の税金を使う公的事业で利益を得ている企業は、労働者に人間らしい労働条件を保障すべきであり、発注者の公的機関は、それを確保するための責任を負っているということなんです。ここにあると思うんですね。ですから、一体どこまで調査研究をしていくのか。千葉県は野田市から始まって、もう全国的にどんどん広まりつつあるんですよ。公契約条例、公共サービスの質を確保するという意味でも、自治体にとっても労働者にとってもいいわけで、私は早くつくってもらいたいなというふうに考えておりますが、ただ調査研究だけじゃなくて、大体どこの目途までそれを進めていくのか。財政課、担当課はどういった考えでいるのか。その辺についてはどうでしょうか。

○財政課長（佐藤幸男君）

先ほど市長の方から答弁がありましたけれども、現在、公契約条例の制定した市町村の情報収集をしております。今後、情報をもとに、導入から運用に至るまでの経緯や問題点を調査研究してまいりたいと思います。

また、労働者の賃金、あるいは、労働条件等につきましては、公共工事におけるダンピング受注の排除徹底や工事の品質確保、下請業者へのしわ寄せ防止の観点からも、最低制限価格の見直しや低入札価格調査制度の導入について、準備をしていきたいというふうに考えております。

○右山正美君

技能労働者への賃金水準の確保という面でも、これは積極的に対応されていますし、これは書面だけでは済まない部分がありますね、やっぱり。財政上も若干ですけど、改善のために上乘せをしていかなきゃならないという部分的な問題もあるわけでありまして。ですから、一番大事なことは、今、労働者が、その労働条件もそうですが、賃金が完全に確保されていないというところに問題があるわけで、せめて公共事業である自治体の発注する公共事業においては、そういったものをちゃんとしっかりやりなさいよということで、公契約条例を進めていけば、どんどん広がっていくわけで、そういったことで建設に携わっている人たちは、一日も早いこういった公契約条例の制定を求めているわけで、調査研究を早めて、そして安

全な公共事業も担保される、そして、労働者の方も地域活性化と同時に安心して暮らしている、将来設計ができるような安心な街にしていく必要ももちろんありますし、そういった方向性で積極的に対応していただきたいと、そういう具合に申し上げておきたいと思えます。

最後になりますが、高齢者が安心して暮らせる街に。

1点目は、デマンドタクシーの早期実現の問題であります。市で、既に高齢者施策の中で乗り合いタクシーの位置付けはどうかということで、質問にしたわけではありますが、協議会の中でしっかりと検討していただきたいというふうに答弁があったわけであります。その意味での位置付け、方向性はどのようになったのか、まず最初に伺いたいと思えます。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

ご存じのように、本市では、路線バスの廃止に伴う代替施策、公共交通空白地域の解消策、そして、高齢者や児童などの交通弱者対策として、現在、コミュニティバスである八街市内循環バス、通称ふれあいバスを、中型バスにより市内5コースを運行しております。ふれあいバスは、高齢者に限らず、バスの運行時間にもよりますが、いつでも誰でも予約なしに利用ができる。定期的に固定路線を運行するため、到着時間が安定しているといった長所がございます。

一方、短所としては、1日の便数に限りがあるので、利用したい時間に利用できない。利用する際に、バス停まで徒歩等で移動する必要がある。運行ダイヤが道路事情や事故等で左右される。路線によりコースが決まっており、目的地によっては乗り継ぎが必要な場合があるなどが指摘されております。

また、最近注目されておりますデマンド交通につきましても、その長所として、一定のサービス区域内であれば、自宅付近から目的地あるいは目的地付近まで利用できる。乗り合いのため、座席数の関係などで利用時間が前後することがありますが、原則として予約した時間に利用可能であることが挙げられます。

一方、短所として、電話などによる事前予約が必要である。サービス区域が限定されるので、目的地によっては路線バスなど他の公共交通への乗り継ぎが必要な場合がある。車両や座席数に限りがあるので、希望する時間に予約が成立しない場合がある。料金設定はコミュニティバスより高額となる場合が多い。運行時間帯は、オペレーターの勤務体系にもよりますが、午前8時台から午後5時台が多い。見知らぬ人との相乗りへの抵抗感。また、自宅が他人に知られてしまうことに対し抵抗のある方もいるようでございます。

また、近隣自治体においては、ここ数年、デマンド交通を導入する自治体が増えてきましたが、どの自治体も利用者が予想より増えなかったことから、タクシーなどの借り上げ費用やシステム維持費用など自治体が負担すべき費用、利用者一人にかかる経費が高額となっていることが課題であり、借り上げ車両を減車してデマンド交通の維持を図った自治体もあると伺っております。

本市では、昨年度において、ふれあいバスや路線バスなどを含めた、今後の地域公共交通の具体的な取り組みを検討するため、八街市地域公共交通協議会を設置しており、昨年度4回、今年度に入って第1回目の協議会を開催しております。協議会のメンバー構成としましては、国、県の公共交通担当職員、警察、道路管理者、路線バスやタクシーなどの公共交通事業者、大学教授などの学識経験者、公募委員二人を含む利用者や市民の代表者など、25人で構成されています。

この協議会におきまして、本市の公共交通に係る課題の洗い出し、ふれあいバスのあり方やデマンド交通の導入の可能性、市全体の公共交通体系について検討してまいりました。平成24年度内に地域公共交通総合連携計画を策定する予定でしたが、委員の中から、もう少し地域の意見を聴取すべきといった意見や、昨年度末においては、ちばフラワーバス株式会社から、路線バスである八街駅・成東駅間の八街線、都賀駅・八街駅間の都賀線の2路線の廃止の申し出が、千葉県バス対策地域協議会印旛分科会の場で表明されました。この協議会において、この2路線を基幹路線として位置付けており、また、国庫補助を受けてデマンド交通を導入する際の結節点となるべき国庫補助路線であったことから、これまでの検討内容を再度見直しする必要が生じました。

このことから、計画策定期間を1年延長し、平成26年3月末までの策定期間としました。また、デマンド交通につきましては、今年度、国の調査事業に係る補助金を受け、協議会主体によりまして、10日間と短期間ではありますが、試験的に運行し、地域の方にタクシー車両によるデマンド交通を体験していただこうと考えております。これらのテスト運行などを踏まえ、地域の方の意見を伺いながら、デマンド交通を含め、本市に合った交通手段を検討するとともに、採算面における導入可能性について、協議会の意見を踏まえた上で判断してまいりたいというふうに考えています。

○右山正美君

前向きに進んでいるような感じですが、担当課、試験運転、テスト運行をするということですが、もうちょっと明確に、いつからやるのか、その辺について。

○総務部長（浅羽芳明君）

デマンド交通の試験運行でございますけども、これは協議会主体ということになりますので、協議会の承認というか、そういうものが必要になりますけども、私どもで考えておりますのは、今年の11月ということで考えておまして、休日を除く10日間で、一部区域ということで設定をした上で、タクシー車両2台、これを借り上げてテスト運行を実施して、その地域の方に体験をしていただくというようなことを考えております。

○右山正美君

前向きにやっていただきたいと思います。

買い物支援については、ちょっと時間がなくなりまして、私はちょっと発言ができなくなりましたが、買い物支援も、買い物過疎化といいますか、デマンドタクシーもそうですが、なかなか住民の方が自分で買い物に行けないという現実問題がありますから、買い物支援な

ど、車を仕立てて、地域支援という意味も含めた販売活動という、そういったものを望んでいますので、ぜひ検討をしていただきたいと、このように申し上げて、私の質問を終わりにしたいと思います。

○議長（中田眞司君）

以上で日本共産党、右山正美議員の代表質問を終了します。

お諮りします。本日の一般質問をこれで終わりにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中田眞司君）

ご異議なしと認めます。

本日の会議はこれで終了します。

明日は午前10時から本会議を開き、引き続き一般質問を行います。

議員の皆様に申し上げます。この後、議会運営委員会を開催しますので、関係する議員は第二会議室にお集まりください。

長時間ご苦労さまでした。

（延会 午後 3時31分）

○本日の会議に付した事件

1. 議案の上程

議案第17号

提案理由の説明

2. 一般質問